

明治廿七年二月二十六日種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 8. Augst 1906.
VOL. XIX.

明治廿七年五月副刊

八月二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十九年

第九卷
第八號

監獄協會發行

監獄協會雜誌第十九卷第七號

明治三十九年七月二十日發行每月一回二十日發行

第拾九卷第八號目次

○論 說 (一頁)
 ●刑法改正案に就て卓見を述ぶ 上田定次郎
 ●刑法改正案調査委員として小河房洋先生に望む 安田半農 (三〇頁)

○寄 書 (三〇頁)
 ●監獄教誨師の人格に就て 石川老
 ●教誨を有教ならしむる方法如何に就て 香小
 ●時中漫録 霞 不川
 ●時中漫感 生 翁
 ●時中漫感 生 翁 (四五頁)

○統 計 (四五頁)
 ●夏の犯罪軍 進藤正直
 ●明治三十九年六月末日現在全國囚人罪名別表
 ●明治三十九年六月末日現在全國在監人員監獄別表 (四九頁)

○雜 録 (四九頁)
 ●小河監獄事務官の學位授與
 ●學生と犯罪
 ●懲治人の練習船
 ●出獄入獄授職所植物園
 ●小田原幼年保護會設立の計畫
 ●四徒の稱呼に就て
 ●小河博士を招待す
 ●清浦男爵の祝辭
 ●石澤謙吾氏の祝辭
 ●小河通久郎氏の挨拶
 ●清浦男爵の滿洲視察談

○難 題 (六四頁)
 ●十數件
 ●各地通信
 ●租借地に於ける監獄
 ●南海より
 ●新著批評
 ●叙任及辭令 (七一頁)

第十九卷第七號目次

○論 說 (一頁)
 ●整理の時機
 ●演 演 (六頁)

○講 演 (六頁)
 ●首啞教育に就て

○寄 書 (二八頁)
 ●教誨論に就て華陽君に答ふ 千南
 ●福家餘事 春雨
 ●福家餘事 生翁 (三二頁)

○統 計 (三二頁)
 ●最近十ヶ年間に於ける犯罪 高野生
 ●過去の「兇徒聚集」 進藤正直
 ●明治三十九年五月末日現在全國在監人員監獄別表
 ●明治三十九年五月末日現在全國囚人罪名別表 (四六頁)

○救護事業 (四六頁)
 ●東京養育院感化部の事業
 ●茨城縣保護會事業成績
 ●石川縣の救護事業

○雜 録 (五九頁)
 ●東京便
 ●西南見聞錄補遺
 ●孟蘭盆の貧民窟
 ●滿洲に於ける婦人救濟事業
 ●海軍の勤務演習等の免除に就て
 ●在監者に對する令狀執行に就て
 ●監獄 行に就て
 ●監獄協會 (七〇頁)

監獄協會雜誌第拾九卷第八號

(明治三十九年八月二十日發行)

論 說

○刑法改正案ニ就テ卓見ヲ述フ

上田定次郎

項目、政府は、法律調査委員會なるものを設け、刑法、其他、諸般の法律に關する改正案を調査せしむる方針にて、在朝在野の法曹大家三十餘名を網羅して、之れに其任務を囑托し、先づ以て、刑法改正案を審査せしめんと、既に其調査方針を定め、着々審議を進行しつゝありと云ふことである。其原案は、曩に貴族院に於て修正したる案を參考とし、政府提出の改正案を再審議せらるゝとのことであるが、元來、此刑法の改正と云ふことに就ては、既往十數年來、政府の計畫する所で、既に再三帝國議會の議に附せられたるも、會期、其他の事故に依り、兩院を通過するに至らずして、今日に至る迄、在再經過し來つたのである。抑も、刑法なるものは、國家の大典であつて、諸般の法律中、最も重要な部類に屬するものであることは、素より論を俟たざる所で、國家社會の秩序を維持し、吾人の

安寧幸福を増進する上に於て、一日も缺くべからざるものであると同時に、國家が犯人に對し、公安維持上の必要より、犯罪必罰の原理原則に基き、犯人に適當の懲苦を與ふるものであるからして、國家の刑罰法は、宜しく其立案の當初に於て、慎重なる調査を遂げ、審査熟議を経なくてはならぬのは當然であつて、一面より云ふときは、此刑法改正案の今日に至る迄、未だ確定議を経て發布を見るに至らざるは、寧ろ喜ぶべきことで、今尙充分、反覆審議を遂げ、調査を爲すの餘裕あることを、吾曹は信じて疑はぬのである。殊に亦、最近に發達したる刑法の理論に依るも、國家の刑罰權なるものは、公安維持上の必要手段であつて、只漫に犯人を懲戒疾苦せしむる爲めのみでないのは勿論であると同時に、又、犯人が國家社會を害したる惡結果に對し、復讐、若くは報復すると云ふが如き理論は、今日は既に十九世紀の夢として殆んど之を顧みる者がないのである。故に、最近に於ける歐洲文明國の刑法主義は、對物主義（犯罪の輕重に伴ふ意、又對行主義とも云ふべき歟）ではなくして、對人主義（犯人に對する改善主義）を採用するの傾向があるのであつて、詞を替へて之を云へば、國家が犯人に對し刑罰權を專有するのは、即ち犯人を懲戒疾苦せしめ、犯罪に適應したる科罰を爲すのが刑罰本來の主義目的でなくして、寧ろ他に犯人を改善する爲め、感化教養を施すにあるので、或る廣き意味より云ふときは、一種の強制教育を施し、彼等をして、

人道を重んずるの良民に復歸せしむるのが刑罰の本旨原則と爲すの趨勢を呈しつつあることを信するのである。今、吾曹の理想を茲に表白すれば、國家は絕對主權を有するものが、自己及び社會の健全なる發達を期し、一般民人の安寧幸福を増進する爲め、犯人に對し、必ず報復的刑罰を科するを以て正當とすれば、是れ即ち、或る意味より云ふときは、暴を以て暴に易ふのと同一なのであるからして、吾曹は國家主權者の採るべき方針が果して茲にあると云ふことは何うしても認むるとの出來ぬのである。何となれば、以暴易暴と云ふことは、野蠻の陋習で、寧ろ情的行爲と云はなくてはならぬのであると共に、一面又、絕對主權を有する國家が、其被治者に對して主權を濫用し、進んで、復讐的刑罰を科し、犯人を懲苦するの如本旨であると云ふに至つたならば、吾曹は寧ろ犯人を憎惡するよりも、之を要するに、以上は、只國家刑罰權の基本とする主義及目的に就て吾曹の卑見を概論したるに過ぎないのであるが、果して吾曹の理想卑見にして大なる誤りなしとせば、國家の刑罰法なるものは、何うしても、其必要の程度以上に科罰すべからざることを信用すると同時に、亦所謂、刑は刑なきに如かずの主義に依り、宜しく犯人を善導して、以て之を感化改善し得るの限度に於て、刑罰を科し、社

會の秩序を維持し、世安を完ふするの優れるに如かざることを確信して疑はぬのである。果して然らば、現行刑法は、吾曹が前述の理想及び要求を充して決して遺憾なきやと云ふに、既に其刑罰權の根本主義に於て、大に不合理の點多きは素より論を俟たざる所にして、刑法改正立案者も亦自ら告白せるが如く、現行刑法は、即ち百餘年前の立法に係る佛蘭西刑典を踏襲したること明白なると共に、其實施以來、茲に二十餘星霜を経過し、一面又、其施行以後の經驗に徴するも、不備の缺點が多いのと、今日の時世に適合せざる箇條の多きことは、吾人の等しく認むる所であつて、且つ其刑罰執行の効果に至つても、其成績、甚だ薄弱にして、到底豫期の目的を達し得ざるのみならず、偶々以て、漸次犯人の増加、殊に再犯以上者の數を漸く加へて殆んど底止する所なく、刑罰執行の機關たる監獄には、常に十に對する七八の割合を以て再犯者が跋扈しつゝあることを觀察せば、蓋し想、央ばに過ぐるではあるまいか。是れ取りも直さず、現行刑法の規定が、既に其大體に於て或國の民情風俗に適合せざる結果、犯人が國家刑罰法を蹂躪せるものと云はなくてはならぬのである。之れ即ち、年來政府が現行刑法の改正を劃策せられつゝある所以であつて、吾曹も亦、一日も早く此刑法改正案の成立を期待する理由である。宜なる哉、曩に公表せられたる刑法改正案なるものは、其大體に於て、極めて能く吾曹の理想を採用せられたること多きを以て之に賛同するに

吝ならずと雖も、百尺竿頭更に一步を進め、吾曹が曾て從事する所の刑罰執行の機關たる監獄行政の側より卑見を述べんと欲するのであるが、茲に先づ、刑法改正正案中、主要なる點を左に摘録して、最後に吾曹の希望を述べんと思ふのである。改正刑法案の要旨とする所は、略々左の如し。

一、重罪、輕罪の區別を廢し、單に重罪と爲したること。現行刑法は、刑名及刑期の長短に依り、重罪、輕罪とに區別したるも、改正案は、單に之を重罪と爲せり。

二、刑名を減じたること。現行法は、重罪を更に死刑、無期及有期の徒刑、流刑、重輕懲役、及禁獄とし、輕罪を分て、重輕禁錮、及罰金と細別したるも、改正案は、刑名を死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、及科料と爲し、懲役、禁錮は、定役の有無に因り區別し、拘留は、刑期の短きものとし、罰金科料は、金額の多寡に依て之を區別することとせり。

三、刑期の範圍を擴大し、裁判官に刑期、裁量の自由を與へたること。現行法は、各犯罪に對する科料の最長最短期を限定し、然かも其最長最短期は、極めて狹隘なる範圍に止めたりと雖も、改正案は、其範圍を擴めて以て犯罪の輕重、犯狀、及犯人個人の情狀に依り適當の刑を適用し得るの自由を與ふることとせり。其區別粗々左の如し。

懲役は、無期有期とし、有期懲役は、一月以上、十五年以下とす、定役を科す。

禁錮は、無期有期とし、有期禁錮は、一月以上、十五年以下とし、定役を科せず。

罰金は、二十圓以上とし、各本條に於て、其多額寡額を定むることとせり。拘留は、一日以上、一月未満とし、科料は、十錢以上、二十圓以下と爲せり。

四、數罪俱發の規定に變更を加へたること。現行法は、數條俱發の場合に於ては、所犯情狀重きものに依て處分し、單に一刑を科するに過ぎざりしも、改正案は、大體に於て併科主義を採用し、唯例外として多少の制限を加ふることとし、其加重の方法は、其重き罪に付定めたる刑の長期に其半數期を加へたるものを以て長期とせり。假令は、現行犯の窃盜罪は、二月以上、四年以下なるも、數罪俱發なるときは、二月以上、六年以下の範圍に於て科刑するの類なり。

五、再犯加重の規定に變更を加へたること。現行法の再犯以上者に對する加重は、僅かに刑期又は金額の四分の一(二等を加ふ)を加ふるに過ぎざるも、改正案は、其罪に付定めたる長期の二倍以下とし、前項の併科主義と相俟つて、刑罰の奏効を期するにあるが如し。但し、再犯加重は、懲役に限られあると、再犯加重を以て論ずる場合は、現行法に於ては、初犯後、再犯時に至る期間は、別に制限の規定なきも、改正案は、初犯の刑、執行を終り、又は執行の免除ありたる日より十年内に於て犯したる罪にあらざれば、再犯加重の例を適用せざることにせるは、想ふに立案者の意を用ひたる所にして、頗る吾曹の注目に價する所なりとす。

又現行法は、裁判確定後、再犯者たることを發見することあるも、一事不再理の原則に依り、覆審加重の規定なきも、改正案は、更に之を覆審し、再犯加重の例に従ひ加重すべき刑を定むべきことと爲せり。是れ亦、現行規定の缺陷を補ふに足るべき乎。

六、監視制度の規定に、變更を加へたること。現行法の監視制度は、煩累なる規定を設け、刑餘者の自由を拘束するに過ぐるの嫌あるより、寧ろ刑餘者を改め、監視は、只行政警察上の便宜處分に止め、單に被監視人に對し、住居の制限(一)及び何時にても其住居に就き搜索及差押を爲すことを得(二)せしむることとしたるは、蓋し刑餘人の爲め、喜ぶべき改正なりとす。

七、違警罪に關する規定を削除したること。現行法の違警罪は、列記法に依りたるも、尙其他に於て各地方の状況に依り、特に規定を設くるの必要少から

さると、一面、違警罪は、其犯狀軽く、且土地の狀況に於て各相違あるを以て、全然之を刑法中より削除し、特別の規定に讓ることゝ爲せり。

八、贖金制度を設けたること。三月以下の懲役、禁錮、又は拘留に處せられたる者に對して、情狀に因り、一圓以上、三百圓以下の贖金を懲收し、其執行に充當することを得せしめたるは、法理上、聊か奇異の感なきにあらざるも、此場合は、全く特別の除外例とし、外國の水夫等に對する機宜の便宜法と爲すとの立案者の説明もあれば、格別非議すべき事項にもあらざるが如し。

九、未決拘留日數を本刑に算入し、刑期より除算すること。本規定は、全く我國に於て新創の立法例にして、要は只個人の權利及自由を重ずる點より認めたるものなるべくして、強て之を非認すべきにあらざると雖も、兎に角、未決拘留中に係る自由權の拘束を以て本刑刑期に換算するの規定は、國家刑罰權の作用を薄弱ならしむるの嫌なき歟、姑く茲に疑を存せり。

改正案の未決拘留日數を本刑刑期に換算する方法、左の如し。

一、懲役一日に付、拘留七日。

二、禁錮拘留一日に付、拘留四日。

三、罰金科料一圓に付、拘留三日。但し、一圓以下と雖も、亦同じ。

一〇、刑の執行猶豫に關する規定を採用したること。現行法中、此規定なしと

雖も、最近に於ける刑事政策上の必要より、昨年既に單行法律として公布せられ、現今實施中のものと異なることなきのみならず、亦其適用上、果して宜しきを得ば、刑罰法の一進歩と認め得べし。是れ各國に行はるゝ條付付裁判なるもの、即ち之れなり。

一一、假出獄制度に改正を加へたること。現行法は、刑執行中の囚人にして、獄則を謹守し改悛の狀顯著なるときは、有期刑に就ては、其刑期四分の三、無期刑に就ては、十五年を経過したる後、行政處分を以て、假出獄の恩典を與ふることを得るの規定なるも、改正案は、有期無期の囚人に對し、假出獄を許し得る制限期間を痛く短縮し、有期刑は、其刑期三分の一、無期刑は十年の経過を以て足ることゝせり。是れ實に、制限出獄の規定を擴張したるものにして、前項の刑の執行猶豫の規定と相待つて、刑罰の森嚴を緩和する所の良制度たるを認むると同時に、既に真心改悛を爲し、刑罰執行の要なき者に對する、所謂、行政上の恩典にして、是に依て以て他囚の改悛を促進し、獎勵するの政策的良制度たるは勿論、現行法の刑期四分の三、経過の制限を三分の一、十五年を十年に減縮したるは、蓋し、何れも適度を得たるものなりとす。

一二、拘留及罰金科料の換刑留置者に、行政處分を以て執行免除を與ふること

を得るの規程を採用したること。是れ實に、現行法に規定なくして、改正案に新設したるものにして、現に、之れより重き懲役禁錮に執行猶豫の規定あり。一面亦、假出獄制度の設けあるにも拘はらず、拘留及換刑處分に此規定なきは、現行法の缺點なりしを以て、改正案に之を採用したるは、亦機宜の當を得たるものなるべし。

一三、法律上の加重、減輕及酌量減輕の規定に、變更を加へたること。現行法は、法律上の加重減輕及酌量減輕共に、重罪は別に加減例を定め、輕罪は各其刑期金額の四分の一を以て一等とし、一等又は二等を加減することゝなれども、改正案に於ては、法律上の減輕は、死刑を減輕するときは無期、又は五年以上の懲役禁錮とし、無期刑は、三年以上の有期懲役、又は禁錮とし、各其減輕範圍を擴張したると同時に、有期の懲役、禁錮、又は罰金、拘留、科料を減輕するときは、各刑期、金額の二分の一を減することゝしたるものは、改正案は何れも刑の範圍を擴大にしたる結果にして、裁判官に自由裁量の餘地を與へたる所以に外ならず。而して又、此餘地を與へたる結果として、現行法の一等、若くは二等云々の區別を要せざることゝなれり。

又酌量減輕に於ても、法律上の減輕の例に依り減輕し得ることゝ爲し、加重は、單有に期の懲役禁錮を加重して二十年を超ゆることを得ざることゝせる

外、特に規定を設けざるは、想ふに、原則として併科主義を採用したると、再犯加重の例を設けたるに依り、其必要なきに至りたるものなるべし。

一四、未遂犯の規定に、變更を加へたること。現行法は、犯罪の實行に着手したる後、犯人、意外の障碍、若くは舛錯に依り遂げざるものは未遂犯とし、總て一等、又は二等を減することゝなれるも、改正案は、其未遂の原因如何を問はず、總て未遂とし、其刑の如きも、必らずしも減輕せずして専ら裁判官の裁量判断に任し、減輕し得るの道を開きたるに過ぎず。然れども、改正案は、犯人、自己の意思に依て自ら中止したるときは、其刑を減輕、又は免除することゝし、一朝犯罪實行に着手後と雖も、驟然良心の喚發等に依り其決行を中止せしめ、危害の度を輕からしめんととの趣旨に出でたるものにして、俚諺に所謂、毒を喰はゞ皿迄と云へるが如き、自暴自棄の念を防止するに外ならざるべし。又現行法は、重罪の未遂は、總て未遂犯として罰したるも、改正案は、總て未遂犯として罰する場合は、各本條に特定するの外、科罰せざるを本則とせるが如し。

一五、死刑適用の範圍を減縮したること。刑罰として、犯人を死刑に處する道否如何に就ては、學者、實際家の間に、從來議論多き所にして、各國の立法例、亦區々に出て、近代に至り、現に死刑を廢止せんとするの傾向ありて、

一面には、既に一旦死刑を廢止したるも、更に復、之を復活したる國もあり、今日に至る迄、此死刑存廢に就ては、未だ歸一する所なしと雖も、开は後に吾曹の卑見を述べんとする所にして、改正案は、明かに此死刑の極刑を存置することに爲せり。然れども、現行法と改正案との間に、死刑を適用する犯罪の種類を對照比較するに、改正案は、痛く其適用の範圍を減少したると同時に、亦其死刑適用の規定を存したる場合に在ても、可成、死刑、又は無期の懲役、禁錮、若くは、或る年限以上の有期懲役、禁錮に處すること、其刑を單に死刑に限定せずして、専ら裁判官の判斷により、數中擇一せしめ、裁判官に裁量の範圍を與へたるは、洵に喜ぶべき現象にして、想ふに、漸次、死刑適用の範圍を減少するの自由を與へたると共に、我國の立法例が、又漸く死刑廢止の傾向に推移するの現象を呈しつゝ、あることを吾曹は信じて疑はざる所なり。

現行法と改正案とに就き、死刑を適用すべき犯罪の種類別を彼是比較對照すれば、左の如し。

改正案中、死刑適用の場合。

- 1、皇室に對する罪、
- 2、内亂罪中、首魁は死刑、又は無期禁錮、同上、首魁及教唆者、

現行法中、死刑適用の場合。

- 1、皇室に對する罪、
- 2、内亂罪中、首魁は死刑、又は無期禁錮、同上、首魁及教唆者、
- 3、外患に關する罪中、死刑二、死刑又は無期徒刑二、
- 4、火を放つて、人の現在する建造物、汽車、電車、艦船、鑛坑を燒燬したる者は、死刑又は無期、若くは、七年以上の懲役とす、
- 5、火藥、汽罐、其他、激發すべき物を破裂せしめて、前項の物を損壞したる者は、亦前項の刑に同じ、
- 6、溢水せしめ、人を死に致したる者は死刑に處することを得、
- 7、人の現在する汽車、電車を顛覆破壊し、又は人の現在する艦船を覆没破壊し、人を死に致したる者は、死刑又は無期徒刑とす、
- 8、人を殺したる者は、死刑又は無期徒刑、
- 9、人を殺したる者は、死刑又は無期徒刑、
- 3、内亂の目的を以て、人を謀殺したる教唆者及下手者、
- 4、同上中、死刑二、
- 5、火を放つて、人の住居したる家屋、又は人を乗載したる船舶、汽車を燒燬したる者、
- 6、同上の罪に依り、人を死に致したる者、
- 7、汽車を顛覆し、又船舶を覆没せしめ、人を死に致したる者、
- 8、衝突、其他の所爲を以て、人を乗載したる船舶を覆没したる者、
- 9、被告人を死に陥るゝの目的を以

無期、若くは五年以上の懲役と爲し、謀故殺、毒殺、若くは慘酷殺等の區別を設けず、

て偽證し、其刑を執行せられたるときは死刑に反坐す、
10、誣告に依て、前項の結果あるときは又死刑に反坐す、

11、豫め謀て人を殺したる者、

12、毒物を施用して人を殺したる者、

13、支解折割、其他慘酷の所爲をして人を故殺したる者、

14、重罪、輕罪を犯すに便利なる爲め、又は己に犯して其罪を免かる爲め、人を故殺したる者、

15、豫め謀て人を殺す爲め、詐稱誘導して危害に陥れ、死に致したる者、

16、謀殺、故殺を行ひ、誤て他人を殺したる者、

17、祖父母、父母を謀殺、故殺したる者、

18、祖父母、父母に對し、毆打、監禁、脅迫、遺棄、誣告、誹毀の罪を犯し、其祖父母、父母を死に致したる者、

19、祖父母、父母に對し、衣食を供給せず、又は必要な保養を欠き死に致したる者、

20、強盜、人を死に致したる者、

9、自己、又は配偶者の直系親屬を殺したる者は、死刑、又は無期懲役と爲す、

10、強盜、人を死に致したる者は、死刑又は無期懲役と爲す、

11、強盜、人を強姦し、死に致したる者は、死刑又は無期懲役と爲す、

現行刑法と改正案とに付、死刑適用の規定を列舉比較し來れば、實に前顯の通にして、現行法に於て、死刑を適用すべき場合は、合計二十項あるにも拘はらず、改正案に於ては、其場合、僅々十一項に過ぎず、依是觀之、吾曹が前段に告白したるが如く、死刑適用の範圍を著しく、減縮したることは、實に明かなる事實にして、現行法は、可成網羅列記したりと雖も、改正案は、殺人罪の如き、其犯罪手段を巨細に列記せず、只包括的規定に改めたるとの少差は之れありと雖も、兎に角、改正案は、死刑適用の規定を減し、殊に著しく、死刑適用の範圍を減縮したる傾きあるは、要するに、現行法は、法律上の減刑、又は酌量減輕を加ふる場合の外、前記二十項の犯罪に對しては、單に死刑に處すと明定し、裁判官に斟酌の自由を與へずと雖も、改正案は、一般に刑の範圍を擴張したると共に、死刑に付ても可成自由裁量の範圍を示し、死刑、又は無期、若くは何年以上と云ふか

10、強盜、人を死に致したる者は、死刑又は無期懲役と爲す、

11、強盜、人を強姦し、死に致したる者は、死刑又は無期懲役と爲す、

現行刑法と改正案とに付、死刑適用の規定を列舉比較し來れば、實に前顯の通にして、現行法に於て、死刑を適用すべき場合は、合計二十項あるにも拘はらず、改正案に於ては、其場合、僅々十一項に過ぎず、依是觀之、吾曹が前段に告白したるが如く、死刑適用の範圍を著しく、減縮したることは、實に明かなる事實にして、現行法は、可成網羅列記したりと雖も、改正案は、殺人罪の如き、其犯罪手段を巨細に列記せず、只包括的規定に改めたるとの少差は之れありと雖も、兎に角、改正案は、死刑適用の規定を減し、殊に著しく、死刑適用の範圍を減縮したる傾きあるは、要するに、現行法は、法律上の減刑、又は酌量減輕を加ふる場合の外、前記二十項の犯罪に對しては、單に死刑に處すと明定し、裁判官に斟酌の自由を與へずと雖も、改正案は、一般に刑の範圍を擴張したると共に、死刑に付ても可成自由裁量の範圍を示し、死刑、又は無期、若くは何年以上と云ふか

如く、數中擇一の餘地を與へたるは、最も注目を要し、且實際、死刑適用の範圍を減少するの精神に出でたることは、殆んど何人も推知するに難からざる所なり。現に改正案に於ては、單に死刑に處すと規定し、擇一刑を許さるゝは、唯皇室に對する罪に限られたるに依て之を見るも實に明かなる事實にして、國家の存立を鞏固にし、及び秩序維持上の必要より死刑を存置し、以て刑法より、全然之を削除するに至らざるは、頗る遺憾とする所なりと雖も、吾曹が其立法の精神のある所を忖度するに、蓋し、死刑の極刑は、漸次其適用を減縮し、同時に又、死刑廢止の順序階梯とするの傾向あるは、吾曹の歡迎して措かさる所なり。

叙上、第一乃至第十五の各項は、改正案が現行刑法に對し改正を加へたる要旨を概括約説したるに過ぎずと雖も、是に依て以て、改正案が刑事政策上、如何に改良發達したる最近の學理を採用するに至りたる乎を想像するに難しとせざるなり。右の外、尙細目なる規定の改正に至つては、茲に縷述するの煩を省くと雖も、吾曹が更に以上の改正の要旨の中に就き、最も歡迎し、且吾曹の意を得たる箇條を更に茲に略述すれば、

- 一、刑の範圍を擴大したること、
- 二、數罪俱發の規定に、併科主義を原則として採用したること、
- 三、再犯加重の規定に、倍加主義を採用したること、

- 四、監視制度に、改正を加へたること、
- 五、刑の執行猶豫に關する規定を採用したること、
- 六、假出獄制度に關する規定期限を短縮したること、
- 七、死刑適用の範圍を減縮したること、

此等は蓋し、改正案の骨子として、吾曹の歡迎して措く能はざる所である。殊に一般に刑の範圍擴張の結果として、從來、普通尤も多くある所の竊盜及詐欺取財罪に就て、刑の範圍を廣大にしたる例を擧ぐれば、現行法は、二月以上、五年以下(再犯は一等を加へ)竊盜は加へて七年に至ることを得(なり)し、改正案は、兩者共に十年以下の懲役とし、専ら犯人の改悛を促し、一面、社會の危害を豫防並除することを得せしめたるは、至極機宜の當を得たる改正なると又賭博、殊に賭場を開張して利を圖り、又は博徒を招結したる者は、現行法に於ては、三月以上一年以下なりしを五年以下の懲役とし、賭博を常業と爲す者は普通賭博罪と同様、一月以上、單に六月以下なりしを、常習犯は、三年以下とし、單純の賭博犯を六月以下の懲役、又は三百圓以下の罰金、若くは科料と改めたるは、是亦、社會の風教上、最も適當の改正であつて、何れとも再犯加重と數罪俱發の加重は、從來の再犯以上者の續出を豫防々遇するの良効果を奏することを信じて疑はぬのである。茲に吾曹が、特に竊盜及詐欺取財と賭博罪に就て、刑期の延長、再犯加重を

云々するのは、即ち既往に於ける監獄統計の示す所に依れば、總て犯罪人中、常に最も多數を占め、又最も再犯以上者を續出するのは、即ち以上三種の犯罪者であつて、吾曹が實驗に依れば、到底從來の如き短刑期間内に於て、此等三種類の犯罪者を矯治改正することは頗る難事であると同時に、其數犯者に至つては、吾曹は、最も刑の範圍の廣大なると此再犯及數罪俱發に係る加重例の改正を歓迎するものである。尙之を統計の事實に就て立證すれば、想央に過ぐるてはあるまいか。即ち、明治三十七年中の新受刑者（廳府縣令罰則及違警罪を除き）總數は、合計九萬九百五十四人にして、其内、竊盜、詐欺取罪、及賭博者が、六萬二千九人あるのであつて、其總計に對する割合は、實に、受刑者百人中、六十八人強は、此三種に屬するので、實に驚くべき現象と云はなくてはならぬのである。而して又、之を犯數の點より、初犯、再犯以上の割合を區別すれば、前顯受刑者九萬九百五十四人の内、初犯者は四萬八千六百七十七人で、再犯以上者か四萬二千二百七十七人であるから、其初犯、再犯の割合は、受刑百人中、初犯者五十三人強で、再犯以上者四十七人弱であるから、殆んど其新受刑者中、再犯者が五割を占めつゝ、あるので、又再犯者が常に初犯に對し刑期が長き故に、今日全國の監獄には、常に、在監人五萬人内外の内、其十に對する六七、若くは七八は、再犯者を以て充たされつゝ、あるのであることを讀者は強記せられんことを望むのであるか。併

しながら、更に以上三種の犯罪者に就き、初犯、再犯の割合を打算せば、明治三十七年中の受刑者（竊盜、詐欺、賭博罪）六萬二千九人中、初犯が三萬二百二十六人で、再犯以上、數十犯に及びし者、合計三萬千七百八十二人あるのであるから、此割合は、初犯者四十八人強に對し、再犯以上者五十二人弱に相當するので、總受刑者の上よりは、百人中、再犯者四十七人弱なるにも拘はらず、以上の三罪のみに就て見れば、百人中、五十二人弱に上ほりつゝあるを以て見るも、現行法の刑期は、能く刑罰執行の目的を達し、再犯を防遏し能はさるのみならず、寧ろ屢々犯罪を繰返すの事實を示しつゝあることを認め得るのである。之れが即ち、吾曹か以上の三種の犯罪に付き、特に刑の範圍を擴張したることを喜ぶ所以であつて、此刑の範圍の擴張したる結果は、各種の犯罪に付き、犯人に向つて、改悛を促がし、良心を發揮する上に於て、良制度たることを信じて疑はぬのである。乍併、吾曹は、只漫りに刑の範圍を擴めたることを喜ぶと俱に、決して改正案が概して刑期を延長し得るの規定を歓迎する者ではないので、宜しく犯罪の情狀、若くは輕重に伴ふ刑期の長短は、裁判官の自由裁量に任せ、適當の判斷を請ふと同時に、裁判官の判斷は、此際、尤も慎重の考慮を要することを必要とするは勿論であると信するのである。加之ならず、吾曹監獄當局者は、又此間に立つて假出獄制度を利用し、行政處分を以て刑罰の峻嚴を緩和する所の、所謂緩和劑とし

たならば、決して差支なきものと信するので、是れが即ち、吾曹が刑の範圍擴張を歓迎する主要なる點である。之れに尋ては、假出獄制度の期限を短縮したることであるが、現行法は、刑期三分の一と短縮したるは、最も喜ぶべき改正であつて、此假出獄利用の當否如何は、即ち吾曹監獄當局者の重き責任であり、且犯人に採つて、改悛の動機を與ふる所の獎勵的良制度であるのであるから、吾曹は此點に付て、改正案の成立を望むことは、大早の雲霓も管ならぬので、云はゞ、此假出獄利用の如何は、監獄當局者が注意の試験石で、吾曹が年來の宿望である所の不定刑期制度を異名同質事項の上に於て實行することになるのである。想之に、改正案の假出獄に關する期限の短縮は、即ち立法者が、行刑當局者の手腕に待つ所が多い結果ではあるまいか。次は、監視に關する規定の改正である。現行法の監視は、重罪に在つては、其短期三分の一の期間、輕罪は、各本條に規定したる場合に限り六月以上、二年以下の範圍に於て刑餘者を行政警察取締の下に監視せしむるに於て、要は再犯豫防にありと雖も、現在の監視規則は、實に煩累なる規定を設け、刑餘者に向て、積極的責任(四個の責任條件あり、一、一ヶ月に二回所轄警察署に監視表を提出せしむること、二、酒宴遊興の席に列するを得ざること、三、群集の場所に立入るを得ざること、四、住居の移轉及一日以上に亘る旅行は旅行先を明か

にし警察官の認可を要すること)を負はしむること、なれるから、再犯防遏の爲め設けたる監視制度は、到底豫期の効果を奏する能はざるのみならず、偶々以て、刑餘者を餘儀なく犯罪に陥らしむるが如き弊害を認めつゝあるので、實際上に於ては、其惡制度たることは、殆んど何人も是認する所であるが、改正案は、其立法の精神に於ては、現行法の再犯豫防主義と異なることはないのであるが、其監視の方法に至つては、刑餘者に積極的義務を負はしむることを廢し、専ら警察官が進んで之を適當に監視することに改められたので、其方法は、唯刑餘者に居住地を制限し得ること(一)、及何時にても其住宅に臨み搜索若くは差押を爲すことを得(二)の二條件に止めたるは、尤も適當の改正と認むるのである。從來の實際に依れば、付加刑たる監視がある爲め、刑餘者の就職を妨ぐるの嫌あるのみならず、被監視者自身の側より云ふも、偶然監視規則に違反したる結果よりして、進んで各種の再犯を敢てするに至るの弊害あることは、一般に認むる所で、犯罪豫防の爲め設けたる監視制度は、却て反對に、再犯を助長するの結果を見るに立ち至るので、畢竟、現行監視制度の甚しき缺點ではあるまいか。次は、刑の執行猶豫に關する規定であるが、之れは既に特別法律となり、昨年四月以來、現に實施しつゝあるので、其効果如何は未だ之を可否するの材料は乏しいが、兎に角、短期にして且初犯者は、其情狀に依り、直に監獄に投せず、若干期間、刑の執行を

猶豫し、被刑者をして、自ら反省せしめ、將來を戒慎せしむる等、其適用、宜しきを得ば、必ず好結果を奏することであらうと思ふのである。

最後に、改正案が、現行刑法に比し、死刑適用の範圍を減縮して、皇室に對する罪の外、數中擇一の自由を裁判官に與へたるは、頗る喜ぶべき現象たることは、吾曹既に、前段に之を開陳したることなるが、抑も此死刑存廢に關する問題に付ては、從來、議論多き所であつて、現に起案者の多數は、何れも死刑存廢論者で、全然、死刑廢止説を主張せし者は、今回更に調査委員の一人として囑托せられたる吾曹の先輩小河滋次郎氏の外、二三氏に過ぎざりしことを曾て耳にするのである。殊に小河氏の如きは、最も此死刑廢止説の主論者にして、曩に、刑法改正案の二眼目と題する著書を公刊せられ、死刑廢止、及刑の執行猶豫に關する法理を、詳密に記述せられしことなるが、就中、死刑廢止論に付ては、最も詳細を極め、引證該博、議論適確、殆んど論じ盡して餘蘊なき迄に至れることは、豫て同人社會の齊しく認むる所であつて、吾曹も亦、氏の死刑廢止説に同意を表する一人であるのである。然り而して、吾曹が死刑廢止論を賛成する所以は、茲に多くの理由を述ぶるを要せず、唯國家刑罰權の本位は犯人の改善主義にありと云ふ理由を根據とするのであつて、死刑は生命刑で、全く犯人の生命を奪ふものであるからして、各種の刑罰要素の條件に背馳する結果を見るのと、絶對主權を有する國家

が、其犯罪に對する報復の意味を以て此慘刻極まる生命刑を行ふと云ふことは、實に人道の上より忍ぶべからざる事柄であると思ふと同時に、如何に慘忍極まる最重罪を犯したる犯人と雖も、既に捕に就き、死刑の宣告を受くると云ふ日に至つたならば、衷心、痛く既往の惡事を追悔し、懊惱煩悶、舉措總て常軌を失するのが通常であつて、茲に至ては、洵に惘然に堪へざるものがあるのである。而して、此憫むべく且忍ぶべからざる同情の念の起るのは、實際、其局に當る所の監獄當局者の外、殆んど何人も想像することが出來ぬ所であるが、深く彼の人道を重んずる所の博愛同情、又は慈悲と云ふ觀念より見るときは、如何に惡むべき謀故殺、放火、強盜殺人等の最重罪を犯したる者と雖も、犯後、即ち其兇行事實の全く去りたる後に至り、犯人に對し、國家が其犯罪の應報として死刑の宣告を爲し、生命を奪ひ去ると云ふことは、除害、若くは他の之に倣ふものを威嚇する等の理由を以てしては、實に忍ぶべからざる事實と云はなくてはならぬのである。

殊に又、現行刑法上、死刑に處せらるべき兇惡罪を犯したる者なれば、逆、死の宣告を受け、死刑を執行するの日に至ては、衷心、既に悔悟の念禁する能はずして、只管、死後の冥福を神佛に祈誓するの外はないので、此點よりするも、死刑が刑罰として不條理なることは、既に明かなる事實である。故に吾曹の卑見に依れば、純正絶對主義の側より、人を殺せし者は死を以て償はしむるのが眞理であると云

ふも、之れは畢竟、自然法主義に其根據を探りたるに過ぎぬので、兇惡且慘忍極まる殺人罪を犯したる者に對しては、人間の自然性として之を憎惡するのは、應最もである様であるけれども、之れは一時激情の發する所、自然、茲に及ぶのであつて、無理ならぬのであるが、一面又、人類は自然に於て相愛性を有する側より云ふときは、他人が非命の死に同情を寄するが如く、一朝自己の罪惡を眞心に懺悔し、只死期の迫るを待つの外なき懊惱煩悶の苦境に立てる死刑の宣告を受けたる者に對しても、均しく皆、同情の念を禁する能はざるのが正當であるのみならず、死刑に換ゆる適當の刑罰は、他に之れなきやと云ふに決して然りと云ふではなくして、其犯人の終生間、後害を他に及さざる所の無期の自由刑があるのであるから、何れの點よりするも、刑罰としての死刑は、到底、今日の法理上、存在を認むることは出來ぬのである。が乍併又、刑罰は一面、相對的必要より割出さなくてはならぬ點があることを忘れてならぬと思ふ。何んにせよ、之を要するに、刑罰として死刑全廢の期は他日何れの日か到來するの時機があるであらうと信ずるものであるけれども、今日に於て之を全廢すると云ふことも亦、到底、行はるべからざることに思ふのである。夫れは外でもないもので、現に歐州文明國の内に於ても、一旦、死刑廢止を斷行したる國で、再び之を復活したりと云ふ國柄もあるのであるから、今日、全然、我刑法の上より死刑を削除すると云ふこと

は、到底企及すべからざる事柄であるかも知れぬが、現に今日に於ても、死刑執行の事實が實際著しく減少し來りたるは、要するに前述の如く、漸次、死刑廢止の機運に向ひつゝあることを證明し得るのであつて、明治三十二年以降、監獄統計の示す所に依れば、死刑執行者は、明治三十二年に男女合計三十九人、三十三年に三十四人、三十四年に二十九人、三十五年に二十八人、三十六年に三十八人、三十七年に四十五人と云ふ事實を示すので、三十六年、三十七年は、其前年に比し、稍増加の傾向あるも、想ふに之れは、一時の増加に過ぎぬので、年々減少するも、増加すると云ふことは、殆ど想像し得られぬであらうと信ずるのである。而して、其極惡罪に依り、死刑を執行するの餘儀なきに至る犯罪の種類は、果して如何なる罪を犯したる者に多きやと云ふに、強盜殺人に依り死刑を執行せられたる者が最も多數で、之に亞くものは謀殺であるので、以上二種類の者は、年々、十人乃至二十人あるのであつて、其他は放火、殺尊屬親等、僅々一二人に過ぎぬのである。以上、吾曹の卑見を約言せば、死刑は犯人の生命を奪ふ所の慘刻極まる刑罰であつて、刑罰條件を缺如する點が多いのと、既往の兇行は死刑執行に依てするも、到底、回復し得べからざる事柄であるのと、今一つは、絶對權を有する國家が、自ら進んで殺人を行ふことになつて、利民厚生の本議に背反し、所謂、天物を暴珍するの結果を見ることになるのであるから、今日、斷然、死刑

を廢止するに至らざる迄も、可成、死刑適用の範圍を減局し、進んで、一旦死刑を宣告したる後と雖も、犯人の情狀に依り、特典減等を與へて無期刑に替へられ、死刑を事實に執行するの殆んど全く絶無ならんことを吾曹は希望して止まぬのである。以上縷述する所、是れ即ち吾曹の刑法改正案に對する大體の意見であつて、讀者の清覽を得ば幸甚とする所である。

●刑法改正案調査委員トシテノ小河岳洋

先生ニ望ム

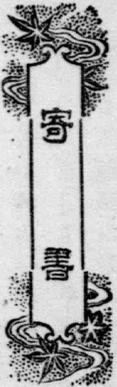
在網走 安 田 半 農

帝國議會の初期以來頓挫を繰返したる刑法改正事業は必成を期して次期議會に其法案を提出すべく特に専門達識の士を網羅して調査委員に擧げ暑中休暇中と雖も調査審議せしめ以て其完成の功を速かならしめんとするものの如く當局有司の爾かく之に銳意するもの寔に吾人の志を得たるものにして歡喜と感謝の念轉た禁ずること能はざる所とす然れども余輩は尙其調査の完了一日も速かならんことを欲すると共に次期議會を通過し新刑法として公布せられ施行の期の一日も早からんことを翹望するものなり

然るに此刑法改正事業に關し余輩は友愛なる全國監獄界の僚友と共に歡びを分つべき一事項あることを疑はず何ぞや曰く吾人の最も敬愛する所の小河岳洋先生も亦た此名譽ある調査委員に擧げられたるもの是なり蓋し先生の刑事學否特に刑事政策行刑政策に關する學殖及行刑實際上の經驗より獲得せる蘊蓄の豊富なる世既に定論あるあり余輩の喁々を要せざるところ殊に先生は熱烈なる廢死刑論の主張者として天下の公認する所なるが故に委員としての先生に對しては同人間の深く信頼し且多くの望を囑すること固より其所先生も亦た必ずや此信頼と多囑とに背かず刑法の執行者たり將た其監督者たる立脚地よりして行刑今日の實際に顧みる所あるのみに止まらず少くとも先生が將來の理想とする行刑政策にも適應すべき法案の調査審議に盡瘁せられんことを信するものなりと雖ども余輩は尙具體的に一の望むものありて存す即ち戰捷新興國たる我邦將來の刑典より死刑と共に無期刑をも之を抹消し去らんことに盡瘁せられんことは是なり意ふに罪囚の心性を賊し監獄の規律を毒するもの無期刑より甚だしきはあらず之れ無期刑者には的確なる出獄の希望なきに因るものにして賢明なる先生の知悉せらるゝ所余輩も亦た元集治監以來の實驗上無期刑の廢止は死刑の廢止よりは一層急要なりと信するもの、一人なり或は曰く死刑は慘烈苛虐にして人類と他の動物とを同視せる野蠻時代の遺物不條理の極なりと余輩も之を首肯することに躊躇せず然れども無期刑も亦た

形式を異にせる死刑にはあらざるか即ち或る意味に於て永遠に死を宣し且之を執行するものにはあらざる乎死刑は慘酷なり苦痛なりと云ふと雖も之れ客觀的の觀察にして其慘苦は死の一轉瞬時のみ終身心神體軀に受くる所の無期刑者の苦痛を主觀的に受刑者より觀察するとせば果して孰れぞ絶望の極非企を圖り或は寧ろ其生を恨みとして泣て悲哀を訴ふる多數の無期刑者に對しては余輩敢て多血なるにあらずと雖も同情一滴の泪なきを得べけんや然れども這個の理論と實驗とを云爲するは素と其目的とする所にあらず且夫先生に向て之を云爲するは釋迦に說法孔子に語道の類のみ此故に余輩の望む所は先生多年の宿論たる廢死刑論に傾注せる熱誠の幾分を割き以て廢無期刑論も併せて提唱主張し且之を現實にせられんこと存す

然れども或は云はん無期刑を廢して之に代ふるに如何なる刑期を設けんとするかと蓋し死刑の時効は三十年にして完成するは現行法の規定する所なり罰死に該るもの否其既に死を宣せられたるものにして尙且然り故に極罪天人容るゝなきものと雖ども死に該らざるもの、如きは其刑期三十年以下ならざるを得べけんや時効制度は社會の遺忘を以て根本的の大理由と爲すこと多數學說の一致する所なり果して然らば罪狀重く死を宣せるもの捕を脱るゝこと三十年にして社會は之を遺忘するに反し比較的罪狀輕き無期刑者の犯罪は死に至るまで之を執行するにあらざれば社會は遺忘すること能はざるの理あらんや意ふに茲に至れば無期刑も亦た死刑と違ひなき否寧ろより以上の不條理なる野蠻刑ならずして何ぞや然れども其無期刑に代ふるべき刑期は之を二十年以上三十年までを可とするか又は四十年までを以て可とするや否やは余輩の深く問ふ所にあらず只た我邦刑法史上類例なき長期刑を設くるも無期刑の有害にして且不條理なるに優れるものあるべきは信じて疑はざる所にして余輩が淺劣を顧みず先生に向て無期刑の廢止も併せて提唱主張し且之を現實にせんことに盡瘁せられんことを切望する所以のもの亦た實に此理に外ならざるなり只恨らくは京電傳ふる所に依れば既に主査會に於て死刑と無期刑とを存置に決したりと然れども更に本會議に於て捲土重來の勢を以て先生多年の所信を貫徹するの機會なきにあらざるべし請ふ邦家のため將た斯道のため奮勵一番せられんことを



○監獄教誨師の人格に就て

不老人

監獄教誨をして有効ならしむる方法何如に就き甲論乙駁各其見る所を披瀝するや可なり而して其必須なる要件として、教誨師の人格の急要を叩きざらざるものなし造次顛沛人の儀表となり人を感化するの人格を具備せざるべからずと云へり、然れども斯の如き高尚偉大なる人格を有するや否やは有形的に之れを鑑別すること難く具體的に之れを證明すること能はざるものなり偶々一個の悔悟者を出したりと雖も果して教誨師の人格に感化したるものなるや否や悔悟者に非れば之れを知る能はず否、悔悟者自ら知らざることもあり試に悔悟者に就き教誨師の人格に感化せられたるや否を反問せよ、教誨師の説話に由りて改過したる者あらん然れども説話は説話なり抽象的事實にして無形な

を變更するものにあらざるなり之れと同じく、超然たる人格あるも活ける行動の面目に觸るゝものなきときは毫も其人物を上下するに足らざるものなり、果して然らば事實に發現して感化せしむる所なかるべからず事實に發現すること多ければ之れに伴ひて感化力を厚からしむるものなり、之に於てか事業の遂行に欠くべからざるものは熱心なるを知るべく而かも、胸中燃ゆるが如き熱心ありと雖も働きなき熱心は狂に近きを知るべし、人格高き人にして猶且つ然り況んや其他をや、予は今日の教誨師を以て木偶視するにあらずと雖も少くも或一部の教誨師には監獄に於て教誨する言を事實上に發現して改過せしむることを爲さざるものあるを見るなり、自ら之れを行へりと信する教誨師中にも猶其足らざるものあるを見るなり、其部面に於ける教誨は恰も寺院に於ける説教と異らざる觀ありとす、此點に就ては予は基督敎信徒の行動の勝れるを承認せざるを得ず、今、佛耶兩敎使徒の行動何如を平時に觀よ、佛敎僧侶は自家に於ける壇上の説教と壇徒の爲めにする法會の執行の外

り、若し有形にして現實的事實なりとせば教誨師自身の言動にあらずして教誨師の口を借りて傳へられたる古聖の言動なり、教誨師の人格にあらずして古聖の人格なり、何を以てか教誨師の人格に心服し同化せられたるものと謂ふを得んや斯く論述すと雖も予は今日の教誨師を目して人を感化する人格なしとするものにあらず縱令之れあるも有形的に鑑別すること難く從て事實上に發現すること殆んど能はざるものなり、事實に證明するを得ずとせば人を感化せしむるの望みなしとせざるべからざるか、理論としては然りと答ふるに躊躇するものにあらずと雖も既に古聖の言行を例證に引き罪惡を悔悟せしむるは必ずしも説者の人格何如に關せざるの例外あるを認むることなきにあらず、超然たる人格ありと雖も事實上に發現せざるときは空位を擁するに異ならず、之れに反して人格に欠陥ありと雖も事實上に發現せざるときは欠陥は掩蔽せられて人格(若し人格と云ひ得べくんば)を殞傷するものにあらず、平易に約言すれば疚しき行動の面目に觸れざる限りは社會上に於ける人物の價値

概して魚爲に徒食する者なり、耶蘇敎牧師は禮拜祈禱講演の爲めに東奔西馳するのみならず傍ら老者を慰藉し青年を訓育し世の進歩と共に推移するにあらずや、殊に、救世軍の如きは貧弱者を救護するが爲めに心身を勞するものあるにあらずや、佛敎僧侶の現當二世の利益は未來はいざ知らず現在に於ては之を認むるを得ず、少くも俗眼に映せざるにあらずや、日露戰爭に於ける佛耶兩敎徒の行動に觀よ、佛敎僧侶は戦地に於て尊王奉佛を説き士氣を發揮するに努めたるの功や大なり、然れども其爲す處を視よ佛徒は野營の集團に踰躍するに過ぎず、耶蘇敎使徒は露軍に於ては其嚮導たりしにあらずや、我軍に於ては筆墨を給し兵士の雁信を代書したるにあらずや、前者は死せるが如く後者は活けるが如し、其爲す所前者は迂遠にして後者は卑近なり耶蘇敎徒の爲す所は常に卑近なり而して、其特色とする所亦此に在り、俗耳凡眼は未來永遠の旅程を知らんよりは眼前の道程を傍人に指し示さるゝの寧ろ難味多きを感するなり、乃ち知るべし其行動に感化せらるゝの多きを之れ必

すしも佛教僧侶の人格の耶蘇教徒に比し劣れるにあらず其人格を發揮するの機會を作らざるにあり、其方法を撰はざるに坐するなり、之れ崇高偉大なる人格あるも現實的に之れに證明するにあらざれば其價値を表彰するに足らずと謂ふ所以なりとす、週くは東北凶作地に於ける救護事業の成績に徴せよ耶蘇教徒の企畫せる事業の活潑々地なるよ、彼等は鰥寡孤獨を拉し來りて生業の途に就かしめたるにあらずや佛教徒亦之れを爲せり、然れども其救護の方法救護の數量に至つては此れの彼れに及ばざるや遠しとす、佛教徒動もすれば已が事業の徴々たるを以て財力の足らざるに歸せんとする者あるも、諷つて耶蘇教徒の財力に幾分の餘裕あるやを知るか彼の救世軍の事業に觀るも敢へて豊富の財源あるにあらず、假りに之れありとするも之れ自ら背汗の勞に頼りて獲たるものなり即ち神の御心を楯としたる活ける熱心に結べる報ならんばあらず、佛教僧侶須らく自己の行動に省み疚しき所なしとするか自己の熱心の及ばざるものあるを覺らざるか更に移して監獄教誨の職に在

る佛教僧侶に質す、斯く過激に論し來ると雖も監獄教誨の任を以て全然耶蘇教徒に委せんと極論するものにあらざると同時に佛教徒に限定せんと唱ふるにもあらず、其熱心にして精力に富み常識を有し事業の上に通俗卑近なるを望む豈其局に當る者の宗派を問はんや、高大なる人格を望まんや否望まざるにあらずと雖も熱心に活動せざる人格は表彰せられざればなり、事業の上に其價値を認むるを得ざればなり、人格は熱心と活動を俟つて眞價を定むるものなればなり

○教誨を有効ならしむる方法如何に就て

香川生

監獄教誨をして有効ならしむる方法何如と云ふ問題に就て種々議論があつて參考になつたが、近頃稍、其議論が下火になつた、で自分も後れながら些しく意見を述べて置きたい、述べるに就ては今までの議論に賛否を決して而して其以外に意見が

あれば別に述べるのが、順序であらうと思ふ

監獄教誨は宗教的とするか倫理的とするか換言すれば宗教を基礎とするか倫理を基礎とするか或は宗教に倫理を加味するか、之れが第一問、若し宗教を本位とするなれば現在の宗教中、何宗教に據るか、佛教か、基督教か、神道か、儒教か、佛教なれば佛教中の何宗派か、基督教なれば基督教中の何宗派かと云ふ如く細部分に立至つて論議せねばならぬ、之れが第二問、次に監獄教誨は今日専ら其任に當る教誨師のみに委すべきか他の吏員も之れに當るべきか、之れが第三問、其次には感化せしむるが爲めには彼囚人の感情を惹起せしむるやうに感情を以て感情を誘導すべきか、或は非感情即理性に訴ふべきか之れが第四問である

第一の監獄教誨は宗教的なるべきか倫理的なるべきか、之れは宗教倫理共に併用するが宜いと思ふ、宗教を大部分とし倫理を小部分加味するとか、倫理を大部分とし宗教を小部分加味するとか云ふのではない、双方分量を同一にする否分量なぞと大小輕重を測るべきでないと思ふ、宗教の人

を感化する力あることは勿論であると共に倫理道德の人を感化する力あることも事實が證明して居る、昔から悪人が善人に立ちかへつた事例は澤山ある而して宗教に因らず單に人倫五常の道を説て誘化せられた者が少からぬことを知るのである、斯く説けば其は幼稚な時代の事である、今日の如く世が進歩した時代には倫理道德は其光輝は薄弱であると云ふ人があるかも知れぬが、何如に世が進歩しても或人の想像するが如く倫理道德が衰へるものではない、倫理道德を以て感化し得ざるまでに人の智能が發達するものではない、宗教の精神に満たざる倫理杯は人を感化する力はないと斷定する人に向つて、然らば昔から宗教に依らず道德に依つて遷善した人が澤山あるのは何等の所由かと借問したいのである、それは宗教の精神が其間に含んで居るとか答ふるかも知らぬが若し爾ふ説明するなれば宗教と倫理との區別は混同して一體となる、倫理は宗教の一部であると云ふなれば此處に監獄教誨の問題に就て矢筈論ずるに及ばぬことと思ふ、或は其は人格に感化せられた

のであると云ふなればドンナ人格が道徳堅固な人格か或は然らん、然かし格段に尊敬せられる人の口から傳へられたのでなくとも能く人を感化することがある、これは其人に感化せられたのでなくして其説話中の人物に感化せられたのもあろうか或場合に説話中に人物を引例せぬこともある其場合の感化は何に由つたものであるか之れ道徳倫理其物であると認むるの外はあるまい、先般帝國教育會で男爵末松謙澄氏の講話せられた要領に曰く、知識の進歩は道徳の進歩に比して速かである之れ一個人及國の利害に多大の關係を有するからである、古來道徳には東洋式、印度式、歐風式等の別がある而して其最も勢力のあるのは歐風式である、歐洲では學校でも軍隊でも宗教制度に依つて國民の品性を矯正しつゝある、然るに東洋式道徳は宗教の力に依らず専ら學校に於て之を施した、が歐洲式に壓せられたる東洋式道徳は今回の日露戰役に依りて歐人間に傳へられ歐人は日本が宗教の力に依らずして道徳を全ふし得たるを且つ羨み且つ羨みつゝあるのは余の歐米漫遊中に於て

する以上は第二問の何宗教に依るかを論ずるに及ばぬ、況んや何宗派と云ふ如き細末に涉つて攷究するに及ばぬ神儒佛耶の諸教を合同して歡迎する此の點は留岡氏と同意見である、監獄教誨は遷善悔過の問題である宗教宗派の異同問題ではない、宗派根性杯があつたならば監獄教誨は失敗である、次に監獄教誨は教誨師のみの専有ではない、監獄吏員全體が當らねばならぬ、大きく云へば人道の要義を解する人なれば教誨に當るに差支へないと思ふ、某監獄で看守長が囚人に道徳的説話をしたのに教誨師が自分の職權内に侵犯したと謂つて激昂したと云ふことを聞いたことがあるが之は大なる誤解である、唯注意を要するのは先哲の行動を批評するが如き説話は避けねばならぬ、左もなきときは甲者と乙者との批評が善惡二途に岐れる場合がある其場合に囚人の感覺は鋭く、甲者と乙者の意見の異なることを知る、意見の異なるは教誨の主義が動搖して居ると邪推する、次で監獄吏員に内訌を生じて居ると邪推する、いかに明論卓説を吐ても監獄吏員に一致なきときは所詮改

も屢次實見せし處である、我國の道徳は昔より主として説き來つた忠孝の教に基きたること論を俟たぬ之れ實に國家の美風である云々、と之れ實に我々の教訓とするに足るものと思ふ、私は信する宗教の力は偉大である併しながら人民の宗教に對する智識觀念が我國と歐米と同一であると觀て宗教の力を論ずるのは謬つて居る、我國の人民は宗教に對しては幼稚である迂遠である、無頓着といつては酷評であるが格別意に介せぬのである其者に向つて宗教一點張りの教誨は其効果は薄弱である、宗教の効果を吹聴するのは歐洲を漫遊して其勢力の強大なるに一驚を喫し感服したのであり、勿論嘉すべきであるけれども日本には末松氏の説の如く宗教に依らぬ固有の道徳があるのを察せねばならぬ、又國民の大多數宗教感念が乏しいのに監獄囚徒にのみ適用しても論者の想像する丈けの効果はないと思ふ、故に私は宗教的教誨を排せざると同時に倫理道徳の教誨を行ふの必要ありと信するのである、初犯の囚人や幼年囚人には一層倫理的教誨の必要ありと信する。既に斯く斷定

過を促すに足らず、第四問の教誨に感情的理性的執れを操るべきが、此の問題は容易に議することは出來ぬ、議論の上では彼此と解決しても實際に於ては擇一することのなる場合が多い、人を視て法を説けて豫め其一定を限定することは困難である、疑心暗鬼を生ずることの多い囚人には意思の力を強くさせるため理性に訴ふる必要もある又理性を誘發するに足らざる者には感情に訴ふるのも宜い、そこで人に依り時と場合に依りて決定するの外はない、

先づ以上を以て今日までに現はれたる意見に賛否を表した積りである、これから其の他のことに就て述べて見たい、(イ)地方の宗教家、教育家、名望家の意見實驗談、成功談を聴かせたい其人を聘することの出來ぬ場合には其話談を聴き來りて教誨の材料にするが宜い、(ロ)それと同時に監獄教誨師は寺院の説教又は集會の席上に監獄の實情を公衆に傳へて監獄を紹介する傍ら公衆の意見を聴くことにしたならば相互の連絡が付いてよろしかるべし、社會との調和を保たしむるには此方法の

みでない、(ハ)日々新聞紙上に表はるゝ事柄で感心すべきことがある、現實の言行にせよ譬喩にせよ吾々の銘とすべきものが澤山ある之れを囚人に知らしめて事の感覺を敏からしむるも妙であろう、(ニ)一度教誨したことを忘却せしめぬよう書き付けて與へることにしたい一人一個づゝ手帖でも持たせたらよからう、それは随分困難であるとするれば監房工場に貼付けることにしたい今日では多くの監獄には工場に金言を掲げてあるがこれは唯其時々々ので觀念を永續せしめるには足らぬ、監房の廣狭にも限りがあるから或歲月の後には一纏めとして印刷でもして與へるがよろしい、基督教の宣教師杯が説教した後兒童に小冊子を與へるが如くするのもよろしいと思ふ、(ホ)それから善行ある人に就て語るときには成るべく掛圖を用ひることにすれば速に眼に映じて其事柄を記憶して居ることが久しい殊に幼年者に其必要あるを見るのである、こんな仕方は善くないと云ふ人もあるが之は自分の實驗があるから奨める、(ヘ)教誨師の壇上に登るや一座を瞰下し意地悪き

くは俸給の外に本願寺から手當を貰へイヤ一箇の住職であるから監獄を離れても糊口の料に困まらぬ之れ亦其教誨なる任務に熱心を缺く譯であると難する者があるけれどもこんな幼稚な考へを以て居る人は恐らくなからうと思ふから之に對しては一言も吐かぬが萬一ありとすれば之れも亦一の攷究を要すること、思ふのである

○時事漫録

小不 倒翁

●近來監獄の移轉を申請する地方有志が随分多い其理由とする處は現今の監獄建築の當時は其付近は人家疎らであつたが數年來人口増殖し街衢膨張して高等學校が設けられた、女學校が出来た、交通頻繁である、狐狸の棲家は變じて樞要の地となつたから其間に監獄の存在するのは風教を害すると云ふのである、一應有理の御説であるが一方から考へると無理な注文ではあるまいか、監獄の在る處へ後から來て監獄の立退を請ふのは風通しの宜い座敷に他人が來て居るの

御師匠さんの風手で辨論の練習をやるような人があるが之は誤れりて情誼に熱心を置めて虚心坦懐でなくてはならぬ其一端として坐席も常に上下なしにしたい 止むなくんば目立ぬだけ高ければ宜からう、(ト)それと共に教誨堂に於ての教誨に現今の如く典獄や看守長が教誨師と同じく彌陀の本尊に接近して高き場所 坐席を占めて居るのは本尊を侮辱した如く教誨師を愚弄した如き外觀がある、殊に教誨には耳を籍きて囚徒の顔をジロく睨め付ける風がある、加之身邊を戒護する看守は囚人の動作の快からざるあれば睨み付けて制する、之れでは針の蔭に坐し殺氣濺々の間に道を聽くが如きもので耳に徹しない、(チ)それから今日の教誨師は僧侶であれば誰でも宜いと云ふ風に本願寺から派遣するが之れが抑も間違である、是非監獄教誨師の養成所を設けて欲しい、其方法如何は茲に述べることを省く 其他巷説に據れば教誨師は囚人の犯則があれば辯護の地位に立つと囚人の面前に揚言し囚人に味方する風を装ふて其歡心を得んとする者があるとか又は今日の教誨師の多

で我れの座席に困ると先客に苦情を云ふのと同様ではないか、加之學校を建てるのに其附近に監獄の在ることは其當時から分つて居るでないか、それを承知で建て、置て風教を紊すもないものだ、又監獄當局者も其近傍に學校の建つのを默認し人家の増殖するのを喜んで居るのもある、眞にハヤ自家撞着である

●然らば寧ろ監獄の廢合をして其地方の監獄は廢することとしては何如と云へばイヤそれは可かぬと云ふ、何故かと問へば人民の不便である、遠隔の地の監獄、往復するには失費が多い、業務を妨げると答へる、益々自家撞着である、更に其内容を窺へば人民の不便と云ふ口實は小部分の人民には當てはまるが大部分の人民の唱ふる所は、監獄が廢せられると直接には監獄を對手に糊口する御用達商人の腹が痛む、監獄吏員を顧客とする商人が困まる、間接には郡市の間を往復する人がそれだけ減るから、それだけ取引が少くなる、延いては市の繁榮を妨げる、故に監獄は依然存置して貰いたいと左すれば土地

を寄付しより木材を譲與しよう云ふのである
理屈も茲に至つては最早自家撞着の境を越して
暴言である、何のことはない、おまへの居る所
は宜いから我れに譲つて他に移れ、然かしおま
への移る所は我れが撰擇すると云ふのと異らぬ
のである、裁判所の移轉廢合にも常に此の言を
繰りかへして居る

●監獄の立場として理屈を張れば以上の如くであ
るが併し後先きに拘らず兎に角監獄の存在は風
教に害ありとすれば移轉は免れぬであらう、が
監獄が建築されると必ず其近傍に差入屋が移つ
る代書屋が附随する、續いて普通の人家が建つ
車馬の往來船舶の出入が繁くなるのは從來の事
歴に徴すれば、之は一般の趨勢と認めねばなら
ぬ、故に監獄が先づ建つたならば其附近に人家
や學校を建てぬ様にして貰ひたい、監獄の方面
から望むよりも風教に注意する人ならば誰でも
其理由は分つて居る筈で寧ろ其方面の人から學
校や人家の建築を差控へるべきである、府縣知
事や市町村長は監獄の周圍五丁以内は建物をし

てならぬと云ふ様な取捨斟酌をしてはどうか
令五丁十丁の外と雖も監獄を賭易き位地に建て
ぬこと、建てるにしても其構造方角を監獄に向
はしめぬことに注意するが宜からう、監獄當局
者も亦常に此邊の注意を怠らず其豫防をするが
宜い、監獄の要求と市邑の發達と兩立する能は
ざる場合もあらうけれども其利害得失を考へて
地方府縣當局者に謀ることに努めねばならぬ、
事後では駄目であるから豫め注意する所あるを
要す、と自賛すること斯くの如し

○ 偶 録 感

大阪監獄 霞 山 生

(其一)

▲吾輩は牢番である、嘗て某博士は吾輩は猫であ
ると謂つた、吾輩は猫ではない牢番と云ふ、犬
の如く番をする役である、而して牢番は牢番丈
けの快味がある、理想がある、趣味があるので
ある、渴仰する程の有難味はあるまいが、塵を
掃き出して見やう

▲牢番の性質、は近世文明國では頗る大袈裟な定
義がある、牢番は否戒護者は罪囚の嚴父である、
又戒護者は罪囚の慈母である、或は看守の職
務は神聖な杯と非常の螺がある、が必竟此れ歐
陸先進國の監獄で、決して日本の監獄許でない
のは甚だ心細い、眞逆現代の我國監獄に於ける
直接戒護者は機械的に出來て居るではなからう、
道具的に配列せられて居る、とは信するが
歐洲の監獄の夫れ程でない云ふ事は證明が出
来る、然らば是れが性質は未だ純白たる牢番で
ある、から吾輩は牢番である、

▲牢番の目的、は牢番で、術語で云ふと檢束戒護
てふ嚴めしい文字となるのであるが、分析する
と檢束とは囚徒を逸さない意味で、戒護とは刑
の執行を從順に終らしめると云ふ單純な解釋に
外ならぬのである、而し檢束戒護も實質論にな
ると八釜敷問題となるが唯表面的の解釋なら譯
もなれない、逃走防禦主義あるのみだから、此
れでは監獄の前途寔に憂慮に堪へぬ、而已監獄
生存の目的が分らなくなる、殊には刑罰だとか

感化だとか云ふ趣味はない、當時の監獄界或は
比口氏の主義ならざれば幸なり、吾人は其眞實
を知らない、否や知らしめないものである、故に
吾輩は牢番である、

▲牢番の由來、と云ふは決して歴史的沿革談では
ない、何故に牢番と云ふかの問題である、牢番
の名稱は法規に由來する乎、將解釋に由來する
乎、吾人は法規を難するのである、現行の監獄
則就中看守分掌例杯は眼中戒護者なるものはな
い、所謂牢番で充實せられてある、かく看守と
して活動する餘地は法規上ない、其餘地のない
看守が實際に於ては非常な活動をするのであ
る、又爲なければならぬ地位と班由があるので
ある、故に實際活動する看守が法規の上から活
動する範圍がないから、實務と法規の衝突が出
来る、其衝突を豫防するものは即ち命令調授な
ので、時に依ると命令調授が法規と衝突を來す
事がある、であるから看守として手も足も出な
い、又出さなければ法規と衝突は來さない、故
に自然と手を引き、足を引くから法規の豫期す

る如き看守が出来、法規自體は已に今日何の役にも立たぬ名目に過ぎぬ死物同様のものから、法規と一致した看守が出来、丈け死物が殖へて、活動の戒護者に減じて来る、夫れで遂には純然たる牢番然たる看守と化し終るのである或は疑ふ世に事勿れ主義の、活動無能輩が此の機先に乗じて僥倖を夢みつゝ、非ざる莫きを……故に吾輩は牢番である

▲吾輩は實に牢番である、上述の如き事情に纏綿せられて、萌げば摘み、延ぶれば斷つ主義なる以上は到底監獄百年の基礎を鞏固にする杯は遠き未來の夢で、現在及近き將來の發展改良は實に覺束ないと云はねばならぬ、故に吾輩は實に牢番として甘するより外に途がないのである、即ち吾輩は實に牢番である、

(其二)

▲世の中に怪しからんものも澤山ある其内に警察の犯人捜査ほど滑稽な……奇怪な……馬鹿氣たものはありまいと思はれる、而し囚徒の云ふがまゝを信する理ではないが、彼等の多くが窃盜、

格闘つた結果、互に氣脈を通じて、犯罪に従事するのと、密告の弊と相呼應して倍々愈々犯罪を幫助して居る有様であるからである、

▲犯罪を幫助すると云へば責任問題となるが、實際そう云ふ様に歸着するのは事實が證明するのである、試に密告者を使用する方法を見ると、甲密告者は犯罪があつても檢舉しない、其代りに他の犯人を密告するのである、所が此密告者は永く繼續せぬのである、と云ふのは甲密告者を或時期まで利用すると又乙をして甲を密告せしむるのである、而して乙も亦甲の如き境界となるから、密告者に密告者がありて、密告者は犯罪の檢舉をせられぬから、悪事の働き次第と云ふ風である、

▲又刑事調査甲刑事の甲密告者として刑事の乙密告者をして密告せしむるから、漸次順番的に入監して来るのである、故に彼等の云ふ「年貢を納める」のである、此れでは警察も責任上面白くないと同時に、監獄の困難と云ふものは非常なものである、容易に彼等を制肘する事は出来ぬ

インチキ、賭博等で之を檢舉する方法と来てはお話にならぬ不始末であると云ふ、开は俗に云ふ「ヤエンボ」なる密告者を利用して、使喚檢舉するの一事である、今日の堂々たる警察を以てして、此等の鼠輩を利用するに非ざれば犯人檢舉の實が擧らぬとは開たが塞がらぬ、

▲密告者を利用するも可、然れども密告者を偽まして、密告者を監獄に遣入らずは不可である、現に監獄内で頗る面白い現象がある、それは甲は乙に密告されて来て居る、乙は丙に密告せられ、丙は丁と順次密告せられて皆来て居るのであるから、監獄内で喧嘩や黨徒を形ることがあるのである、此れは決して監獄の罪でない、警察の不始末から自然監獄にまで惡通弊を跡すのである

▲斯る始末の付かぬ事情の纏綿して居る囚徒を善感化とか、善誘引とか、六ヶ敷云ふて見ても要する所、駄目に加ふるに零であるかと思ふ、开は單純なる罪囚と云ふは初犯囚は知らず、累犯者には絶無なので、殆ど監獄學校で同囚相通じ、

のは此れが大原因なのである、希望は今少し捜査の方法を改良して、檢舉の目的と再犯防遏の目的とを貫徹する様警監相通じて、圓滿なる結果が見たいのである、

▲今一つの憎まれ口を云ふて置かう、犯人の賣買である、犯人を賣買すると云ふのは、不思議な様な話だが、實際澤山ある、而し警察が金銭出して買入する譯ではないが、或犯罪を探知するも或事情(密告者とか又は顔役とか云ふ者の犯罪事件)にて代人を出さすと云ふ事が盛に行はれて居りはせぬかと疑ふのである、或囚徒の話や又は俠客連の話を聞くと、代替者を出せば許すからとの條件付て、七日又は十日の猶餘を與へる、すると一方は惡徒の巢窟に遣入つて竊盜でも、何でも宜い三十圓乃至四十圓と抵當價格で買つて来る、而して之れを代りとして提供して自己の犯罪を見逃して貰ふのである、諸り犯人の賣買を默過するのであるから、博徒連には此の手段で公行然として居るものがあると聞く、眞ならずば幸なり、願くば虚なれかし、虚な

れかし、

▲筆の序に犯数を隠蔽して遣る弊も悪いから、云つて置く、多數囚徒の口から、今度何々刑事に「ダメ」されまじたと云ふもあり、初犯を受けた中に再犯以上の累犯者が澤山ある、此等を叱責すると、實は刑事さんとれ約束で初犯で検事局へ送つて貰ひました、杯と口走る輩が少なくない、例令少なくとも、面白からぬ現象と云はねばならぬ、密告を爲さしむる爲め、或は刑事警察活動上の必要とは云へ、累犯者を初犯として公然の處分を求めると至つては暴と云はざるを得ん、而已ならず折角初犯再犯を區別した、監獄裡面の構造が警察の不始末に連れて瓦餅に歸し終るのは遺憾の極である、此れも止むを得ぬ絶たぬ事情と關係がありとすれば切めて、監獄に影響せぬ程度に取扱はれたのである、

▲以上は警察の活動を臆測的に推斷したのでない、實際に於ても云ふ程にはなくとも、少なくも事實であらうと信じられる、俗に云ふ、火の無き所に煙は無いてあるから、前世紀の遺物は

此際掃盡し、二十世紀の警察活動は新智識、新考案に依つて、大に發展振作を望むて止まぬのである、此れ争を好むて警察を罵倒するの兒戯でない、司獄遇囚上實に此等の事情の爲めに發展改良を妨げらるゝ事があるからである、然れども今日の警察に斯る卑行あることなしと謂はゞ幸之に過ぎず予輩復何をか謂はん



統計

○夏の犯罪軍

進藤 正直

犯罪軍が季節に依りて影響を蒙るは著明の事實にして、或る犯置は恰も彼の火災が夏季に於て最も減少するが如く此時期に於て最少を示し、又或る犯罪は恰も彼の入水者か夏季に於て最も増加するが如く此時期に於て最多を見るのである、季節の關係は實に争ふ可からざる處にして試に最近一ヶ年間三府に於ける入水者の月別人員を擧ぐれば實に左の如くである。

入水自殺者月別調

一月	七	六	一一	八
二月	九	七	一一	九
三月	一八	一一	一一	一七
四月	一一	一一	一八	一四
平均				

五月	一八	一一	二五	一八
六月	一九	一一	二五	一八
七月	一五	一〇	四〇	二二
八月	二三	一〇	四三	二五
九月	一一	九	二六	一六
十月	一〇	一一	一一	一一
十一月	五	七	八	七
十二月	八	五	一七	一〇
合計	一五八	一一二	二六〇	一七七

即ち八月は一ヶ年中最も入水多く六七の兩月は之に次いで居る、要するに四季中夏は最も水と死神との交情濃かなる時期かの様である、此事實は過去五年十年乃至三十年間に於ても殆ど變化のない規則正しい現象で、年に依り多少の増減は有るも其割合は大差ないのである、自殺の方法としての投身は寧ろ寒中を以て優れりとするが如きも事實は之に反し、死と云ふ人生最後の瞬間に至るまで、斯くも人間が好悪の情に制せられ易いものであるかと思ふと、我犯罪軍が季節との間に甚だ密接なる關係があつたからとて敢て怪しむには足ら

放
家屋物品ヲ毀壞シ及動植物ヲ害ス
違警罪並ニ廳府縣命令違犯
以上列記 以外ノ罪
總計

一、九〇〇	四七	五、五七△	一〇△	一三	三△	一
六六	一	六九	△	三	△	△
六六	一〇八	一、二七△	△	一四七	△	五
一、四九	五五	一、四四△	△	六	△	△
四六、一六二	二六〇	八、八四△	△	五三△	△	一〇、四六△

明治三十九年六月末日現在全國在監人員監獄別表

(△、減)

監獄名	囚人總數	刑事被告人	別房留置人	乳兒	兒合	計
東京	六、六八	一、〇〇	一	一	五	一、〇〇
谷	一、〇二	一	一	一	一	一、〇二
鴨	一、二二	一	一	一	一	一、二二
濱	一、二二	一	一	一	一	一、二二
和	一、二二	一	一	一	一	一、二二
橋	一、二二	一	一	一	一	一、二二
千葉	一、二二	一	一	一	一	一、二二
水	一、二二	一	一	一	一	一、二二
宇	一、二二	一	一	一	一	一、二二
甲	一、二二	一	一	一	一	一、二二
長	一、二二	一	一	一	一	一、二二
小	一、二二	一	一	一	一	一、二二
安	一、二二	一	一	一	一	一、二二
名	一、二二	一	一	一	一	一、二二
靜	一、二二	一	一	一	一	一、二二
名	一、二二	一	一	一	一	一、二二
古	一、二二	一	一	一	一	一、二二
濃	一、二二	一	一	一	一	一、二二
都	一、二二	一	一	一	一	一、二二
府	一、二二	一	一	一	一	一、二二
野	一、二二	一	一	一	一	一、二二
菅	一、二二	一	一	一	一	一、二二
津	一、二二	一	一	一	一	一、二二
岡	一、二二	一	一	一	一	一、二二
所	一、二二	一	一	一	一	一、二二

監獄名	囚人總數	刑事被告人	別房留置人	乳兒	兒合	計
新潟	八、四八	一	一	一	一	八、四八
金	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
富	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
宮	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
福	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
盛	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
青	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
山	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
秋	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
大	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
京	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
總	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
奈	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
和	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
神	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
岡	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
廣	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
山	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
島	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
松	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
德	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
高	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
松	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
高	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇
長	一、〇〇	一	一	一	一	一、〇〇

歌

ニシテ我國ニ於ケル未成年者ノ遺棄狀態ニ在ルモノヲ一萬ト概算スルモ其問題ノ種メテ重要ナルヲ知ルヘシ

第三款 未成年者ノ犯罪ニ就テ

犯罪人ノ多數ハ幼時既ニ犯罪又ハ之ニ類スル惡行アリタルモノナリ各國共ニ未成年犯罪者ノ増加スルハ從來未成年犯罪者ニ對シテ探イ來レル刑罰制度ノ失當ナルヲ證明スルニ足ル

第四款 英國ニ於ケル犯罪現象ニ就テ

獨リ英國ニ於テ三十四年以來犯罪特ニ未成年者ノ犯罪ハ百分ノ四十三即チ半數ニ近キ減少ヲ來セリ幼者ノ保護制度不長少年及ヒ未成年犯罪者ノ感化制度ノ宜シキヲ得タル是其一大原因ナリ英國ニ於テモ此等ノ設備完カラス單ニ刑ヲ加フルニ止マリシ時代ニハ近年ニ於ケル列國ト同様ナル犯罪現象ヲ爲セリ

第三章 感化制度ノ沿革及ヒ現況

第一款 一般ニ就テ

十六世紀ノ中葉及其以後ニ於ケル浪兒不長兒ノ救濟懲治ノ設備ハ單ニ社會カスル分子ノ煩累ヲ免レントシタルニ過キス十七世紀以來次第ニ感化思想附加シタリト雖モ十八世紀末及ヒ十九世紀ノ中葉ニ在リテハ尙之ヲ以テ純然タル個人ノ慈善事業ト見做スニ過キサリシカ十九世紀ノ末以來初メテ之ヲ刑事政策上ノ重要事項ト認メ直接間接ニ國家モ亦之カ干渉經營ノ任ニ當ルニ至レリ我國ニ於テハ明治七年ノ恤政規則ニ其一端ヲ發シ爾來一二ノ懲選ヲ經テ遂ニ明治三十三年感化法ノ發布ヲ見ルニ至リタリト雖モ當時尙極メテ幼稚不備ノ狀態ニ在リ

第二款 特英國佛蘭及ヒ普魯ニ就テ

第七章 未成年犯罪者ノ處刑

第一款 自由刑ノ期限

短キニ失スルト長キニ失スルトハ均シク弊害アリ未成年者ニ對スル自由刑ノ期限ハ三月以上十年以下タルヘク死刑又ハ無期刑ニ該ルヘキ罪ヲ犯シタル幼者ニ對シテハ特ニ十五年以下ノ期限ヲ付シ特別假出獄法ノ適用ヲ認ムヘシ

第二款 刑罰ノ種類

一 死刑ハ幼者ニ適セズ(尙著者ハ一般ニ死刑ヲ廢スヘシトノ意見ヲ有ス)

二 幼者ノ中懲役ヲ破廉恥刑、禁錮ヲ非破廉恥刑トシタルトキ三 剥奪公權モ亦幼者ニ適當セズ

四 監獄ハ英國ニ於ケルカ如キ例外ナキニアラスト雖モ他國ニ於テハ概シテ其成績不長ナルガ故ニ幼者ニハ寧ロ之ヲ全廢スヘシ

五 管刑ヲ幼者ニ施シテ差支ナシトスル學說立法例尠カラスト雖モ之ヲ退クヘシ

六 呵責ハ老練ナル裁判官ヲ專任シ幼者ニ限リ其罪實ト人格トヲ精査シテ審問、判決及ヒ執行ヲ直接且ツ敏捷ニ統一セシムルトキハ大ニ其效アルヘシ

七 罰金ハ未成年者ニ科シテ種々ノ不便ナキニアラスト雖モ短期自由刑ノ補缺トシテ適當ニ之ヲ科スルハ比較的良刑タルヘシ

ハ成ルヘク本人又ハ代納者ノ實力ニ比例スルコトヲ要ス若シ勞働ノ收入ト比例ヲ保タントスルトキハ我國ノ現狀ニ顧ミ科料ヲ一日十五錢罰金ヲ一日三十錢ニ見積リ算出スルヲ相當トス科料

(右三箇國ノ感化法制ノ沿革感化院ノ現況豫備院ノ事項關係ノ補助額等ヲ詳記シ各國ノ幼者保護ノ狀況ヲ附記ス)

第四章 感化教育ノ意義

感化教育ノ實質ハ一種ノ強制教育ナリ親ハ子ヲ教養スル權限ヲ有ス教養其宜ヲ得レハ一家一國ノ幸福トナリ教養其宜ヲ得ザレハ一家一國ノ災害トナル故ニ一國ノ刑事政策ハ時機ヲ失セズ遺棄浮浪惡行犯罪狀態ニ陥ラントスル未成年者ヲ救濟センコトヲ要求ス若シ家庭學校教會其他ニ於テ斯ル未成年者ヲ救済スヘキ箇所アルトキハ先ツ之ニ依ラシムヘシ然ラザルトキハ最終且必須ノ手段トシテ感化教育ヲ施サハル可ラス

他ノ一方ニ於テ感化教育ハ刑事政策ノ要求ニ從ヒ直接刑事的處分ヲ施スモノナルカ故ニ廣義ニ於ケル刑罰ノ一種ナリ

第五章 感化教育ニ付スヘキモノノ種類

其種類ハ放棄者不長行爲者及ヒ犯罪行爲者ノ三種ナラザル可ラス我感化法力救遺棄者ヲ脱シタルハ缺點ナリ(尊國ノ事例ヲ引用ス)

第六章 未成年犯罪者ノ刑罰責任能力

從來各國刑法ノ採用シタル責任能力ニ關スル年齢ハ一般ニ低キニ失ス宜シク十六歳未満ノ幼者ヲ絕對無責任トナシ十六歳以上二十歳未満ノ幼者ヲ關係無責任トナシ以テ成ルヘク刑ヲ加ヘス感化教育ヲ施スコトヲ得ル範圍ヲ擴大スヘシ感化教育ニ付スコトヲ許ス最低年齢ハ之ヲ制限スヘカラス

第八章 行刑豫備

本制度ハ米國ニ於ケル監獄吏員英國ニ於ケル警察官ノ爲ス如キ適當ナル保護監督ヲ破廉恥者ニ與フルニアラサル以上ハ到底該二處ニ於ケルト同一ナル好成績ヲ望ムヘカラスト雖モ短期自由刑ノ豫救ヲ爲ニハ比較的良刑度ナリ未成年者ニ適用シテ特ニ其然ルヲ認ム

多數ノ學說立法例ハ再犯又ハ累犯ヲ以テ絕對ニ行刑豫備拒絕ノ條件トナスト雖モ之ニ幾分ノ緩和手段ヲ認メテ可ナリ被豫備者ヲ試驗スヘキ期間ハ之ヲ二年以内トナシ監査員ヲ設ケテ適度ノ保護監督ヲ施サシメ尙謹慎ヲ強制スヘシ試驗中不長ノ行爲アルトキハ罪ヲ犯スニ至ラスト雖モ情狀ニヨリ行刑豫備ヲ取消スコトアルヘシ但シ罪ヲ犯シタリトスルモ豫備ノ效力ヲ破壞セリト認ムヘカラスル場合ニハ必スシモ之ヲ取消サス換刑處分タル禁錮ノ執行モ亦之ヲ豫備スルコトアルヘシ懲治中又ハ感化中ノ幼者ハ罪ヲ犯スモ直チニ獄ニ投入スコトナササス主任者ノ意見ヲ參酌シ其執行ヲ豫備スルコトヲ得セシメサル可ラス

第九章 不定期刑(特別懲治處分)

感化教育ハ丁年ヲ以テ終了シ普通ノ自由刑ハ短期ニ傾キ易ク期滿ツレハ改善セザル者ヲモ釋放ス然ルニ二十歳以上三十歳以下ノ年齡ハ犯罪ニ關シ最モ危險ナル時期ナリ之ニ對スル防護施設トシテ一

部ノ未丁年者及ヒ丁年ノ初期ニアル者即十六歳以上二十五歳未満ノ者ニ對シテ其三十歳ニ達スルマテ米國ニ存在スル如キ期限不定ノ特別懲治處分ヲ施シ以テ感化教育及ヒ普通自由刑ノ爲ス能ハサルトコトヲ補フヘシ

第十章 自由刑ト懲治處分ノ併科及ヒ他ノ自由刑

自由刑ト懲治處分ト併科スルハ多ク害アリテ益ナク短期自由刑ニ代ヘントシテ近來唱道サル、保證制度、家宅拘禁、地域制限、賠償制度、謹慎の生活、刑事又ハ農事種民ノ類ノ利害得失ハ尙未決ノ疑問ナリ

第十一章 未成年犯罪者ニ對スル審査手續

第一款 審査補助機關ニ就テ

地方ノ醫師、辯護士、教員、市町村ノ吏員等ヲ以テ特別ノ補助機關ヲ組織シ未成年犯罪者ノ個人的關係調査辯護人ノ選定處分法ニ關スル意見ノ供進處分後ノ保護監督、未決拘留ノ場合ニ代ツテ收容監置スル等ノ任務ヲ執ラシムヘシ未成年犯罪者ヲ審判スルニハ必ス辯護人ヲ附セザル可カラス(尙、米、英、白、伊諸國ノ例ヲ引用ス)

第二款 未決拘留ニ就テ

未決拘留ハ短期自由刑ニ均シキ種々ノ惡影響ヲ與フルヲ以テ家庭親族學校寺院、官廳養育院孤兒院、感化院、免因保護場等ニ收容スヘキ箇所ヲ求メテ未成年者ニハ成ルヘクハ之ヲ適用シ避クヘシ實際止ムコトヲ得スシテ拘留スルトキハ嚴ニ分禁セザル可ラス

第三款 管理ノ密行及ヒ未成年者ノ傍聽禁止ニ就テ

感化院先ニシテ家庭ニ託スルチ檢シテ安全トス

院の感化ヲ施スニハ各感化生ノ境遇ニ適應セシムル爲メ二種又ハ三種ノ設備アルヲ可トス此點ニ關シ一八九三年諸感化院法及ヒ英國ノ制度ハ大ニ參考スヘキ價值アリ

第十四章 感化院管理ノ方法

家庭主義、協同主義、學校主義ノ四チ比較スルニ家庭主義ハ小規模ノ公立私立ノ感化院ニ適スヘキモ大規模ノモノ及ヒ特ニ國立懲治場等ニ適セシ協同主義ハ教養ノ個人的タルヲ要スルノ原則ニ背馳シ且ト通常此主義ニ伴フ軍隊の組織ハ多ク機械的服從者ヲ出スニ止リ心服の改善者ヲ出スニ困難ナリ學校主義ハ恰モ家庭主義ト協同主義ト折衷シタルカ如キ組織ニシテ人員ヲ制限シ且ト協同主義ニ於ケル軍隊の規律ヲ普通ノ學校の規律ニ換フ、國立感化院ニ施シテ比較的良好ナル方法ナリ(英ノレットヒル普ノローバール)ノ感化院及ヒ米ノエルマイラノ階級制類似ノ試驗主義等ニ關シ附記スル所アリ

第十五章 感化院ノ規模及ヒ職員

收容スヘキ感化生ノ定員ハ五十人乃至三百人タルヘシ家庭主義ニ依リテハ五十人前後ヲ可トスヘク協同主義ニ依リテモ三百人ヲ超過スルハ不可ナリ、男女ヲ區別スルハ必要ナリト雖モ宗教ニ因リ區別ハ我國ニ於テハ耶穌教國ニ於ケル程ナカルヘシ職員特ニ院長ノ適否ハ直接ニ此制度ノ成否ニ關係ス從テ院長タルヘキモノハ教育ノ素養アリ感化事業ニ趣味ヲ有シ一照監獄ニ於テ

虛榮心及ヒ撒嬌性ヲ刺激シ惡影響ヲ與フルヲ以テ未成年者ノ裁判ハ之ヲ密行シ又未成年者カ裁判ヲ傍聽スルコトヲ禁止スヘシ實體法同様手續法ヲモ獨立セシメ以テ別ニ未成年者刑事法ヲ制定スルヲ得策トス

第十二章 未成年者ノ犯罪ニ對スル社會的豫防手段

未成年者ノ犯罪豫防策トシテハ社會全般ニ亘ル改良ヲ必要トスト雖モ其局部ノ改良亦甚ダ必要ナリ小説及新聞雜誌等ノ惡分ヲ排除去シ善良ナル書籍、夜學校運動場、遊藝場、演劇寄席ノ類ヲ獎勵セザル可ラス怠惰ハ百般罪惡ノ源泉ナリ幼者ハ勤勉ヲラシメサル可ラスト雖モ過度ノ勞働及ヒ勞働ニ似テ非ナル各種ノ職業ハ亦大ニ其心身ノ健全ナル發育ニ害アリ禁酒禁煙必要ナラサルニアラク之ヲ避クヘシ救濟制度普及スルトキハ未成年者ノ犯罪豫防ニ關シ尠カラサル效果ヲ有ス(尙、英、獨等ノ事例ヲ附記ス)

第十三章 感化教育施行ノ方法

家族感化法ト院の感化法トハ各一得一失アルヲ免レズ各場合ノ情狀ヲ精査シ其何レニ依ルカ決セザルヘカラス裁判所ハ第十一章ニ述ハタル補助機關ノ意見及ヒ感化審査委員會(地方長官ノ下ニ高等官二名列事、辯護士、醫師、教育家、名望家各一名)ノ意見ヲ參酌シテ感化施行法ヲ選擇スヘシ委員會ハ感化教育ノ實施ヲ監督ス

下層社會ノ犯罪事情ヲ研究シタルコトアル者ナラザル可ラス他ノ職員モ院長ノ手足トナリ同一ノ働キヲ爲スコトヲ要スルカ故ニ大體ニ於テ亦類似ノ條件ヲ具ヘザルヘカラス

第十六章 感化教育ノ要素

處遇ニ就テハ慈愛ヲ骨髄トナシ以テ堅忍持久ナラザルヘカラス實業ニ衣服ノ必要ヲ滿タシ通信面會ノ其感化ニ害アリト認ムルモノヲ峻拒スルト同時ニ之ニ益アリト認ムルモノヲ寬容スヘク監督ヲ嚴ニシテ反則ヲ看過セザルト共ニ他ハ一方ニ於テハ心服以テ逃走其他不貞ノ念ヲ斷ツニ至ラシムヘク徒ラニ機械的の抑壓ヲ事トスヘカラス適當ナル賞罰ノ法亦必要ナリ

德育智育ニ就テハ敬神愛國ノ念ヲ涵養シ小學ノ課程及ヒ其補習科目ヲ教習スヘシ唱歌音樂ノ類モ亦必要ナリ感化教育ノ本旨トスルトコロハ完全ナル職工ニ造ルニアラスシテ將來ノ自活ノ基礎ヲ整ムルニアリ農業最モ之ニ適ス

第十七章 感化教育ノ終了

感化教育ノ終了ハ方法ノ變更試驗的免除無條件免除ノ三種ヲ出テス

一 院の感化ノ終了シタル者々家庭の感化ニ移スハ一ノ有效ナル手段ナルカ故ニ常ニ適當ナル儲主、工匠其他ノ家族ヲ準備シ置クコトヲ要ス

二 試驗的免除ハ成績ヲ觀察シ改善ヲ獎勵スルニ必要ナル段階の手段ナルカ故ニ感化教育ノ終了ハ殆ト總テ此手段ニ出ツルヲ可トス

三 無條件免除ハ一感化生丁年ニ達シタルトキ(第六章參照)ニ

教育ノ目的ヲ達シタルトキ、3他ノ方法ニ依リ教育ノ目的ヲ達スヘキ見込アルトキ、4感化教育ヲ必要トシタル關係ノ止ミタルトキノ四ニ其適用ヲ見ルヘシ(尙各場合ニ對シ詳細ナル意見ヲ添フ)

第十八章 感化事業ノ經費關係

費用ハ先ツ之ヲ兩親其他ノ扶養義務者ノ負擔ニ歸セシムヘシ、次テ市町村學校、教會、貧民救助組合等地方公共團體ノ支出ヲ受ケ、各種ノ寄附行爲ヲ獎勵シ、終ニ國庫ノ補助ハ人頭支出ノ法ヲ可トス

第十九章 感化事業ノ成績

英國 感化院ヲ出テタルモノハ其四分ノ三授産院ヲ出テタル者ハ其六分ノ五成績良瑞西(ヘルンライオン)感化院ヲ出テタル者ハ其百分ノ七十三成績良
川越懲治場 特別退場生百分ノ九二、三普通退場生百分ノ五四、九平均百分ノ六五ハ其成績良
各國ヲ通シテ少年ナグモ百分ノ六十以上ハ其成績良好ナリ
英國ニ於テ禁錮及懲役囚ノ減少シタルハ確ニ感化事業ノ發達ニ關係アリ特ニ幼年犯罪者ノ減少ハ著シキ事實ナリ(警國ノ報告ヲ添フ)

第二十章 未成年犯罪者ニ對スル自由刑執行ノ方法

未成年者ニ對スル犯罪防止ノ第一關門ハ其保護ナリ第二關門ハ感化教育ナリ第三關門トシテハ累犯ヲ防止スル爲ニ自由刑ノ執行モ亦必要ナリ幼年監ハ特設又ハ監罰セザルヘカラス(佛、和、瑞、白、伊、獨、諸國ノ例ヲ添フ)但シ成ルヘテ獨立特設スルヲ可ト

に掲載せられ今や學生の風紀問題は大人に世人の注目する處となれり、試みに昨三十八年中當監に收容せし男學生の犯罪者に就き、統計せる事實を表章すれば大略左の如し

上 犯罪學生の數と罪名

新受刑者總數五十六名にして其罪名は家宅侵入一、私印盜用一、賭博一、官職詐稱及服飾僭用一、猥褻一、實父故殺未遂一、竊盜四十二、詐欺取財八なり、右の内竊盜詐欺取財等の如き財産に對する罪換言せば其感化如何に因りて習慣犯となる者、總數の九割を占むるは大に注意すべく、其他は概ね偶發性犯罪者なるを以て再犯の虞なしと雖も、就中己が墮落を諒めし病父に對し、刃物を以て故殺せんとせしが如き不孝者あるに至りて其家庭に如何なる事情の蟠まれるやを知らざれども予輩大に教育の價値を疑はざるべからず

中 年齢、教育程度

更に年齢に就て見るに、幼年二名、未丁年四十名、丁年十四名にして、幼年未丁年者は思慮未だ淺薄にして毎に犯罪の意思なき者、加之有らゆる誘惑

ス、監用ニハ多數ノ分房ヲ用意シテ短期囚及ヒ長期囚ニシテ其初期ニアルモノヲ之ニ拘禁スヘシ其處置宜キヲ得ハ二年迄分禁スルモ心身ヲ害スルニ至ラス、晝夜分禁セザルモ少クモ夜間ハ獨居セシメ若クハ寢室ヲ區劃セザルヘカラス、就業時間ノ外ハ亦勞メテ分禁セザルヘカラス、一定ノ期間離隔シタル後ハ雜居セシメテ其成績ヲ試ムヘシ、職員ハ幼年囚徒ヲ感化スヘキ人格ヲ具ヘキルヘカラス、幼者ノ監獄モ亦監獄タルノ電ヲ體シテ教育ト努力ト規律トノ三動力ヲ適當ニ配置スヘシ、出獄者ニハ其假出獄タルト滿期釋放タルトニ論ナク其後後ノ途ヲ與フルヲ注意アルコトヲ要スト云フニ在リ凡ソ其種ノ問題ヲ解決セントスル者ハ動モスレハ隨罪思想ノ空論ニ陥ルニアラザルハ感情的病斷ニ流レントス然ルニ著者ハ綿密ナル統計ヲ基礎トシ必要ナル立法例ヲ引用シ多數ノ著書ヲ參酌取捨シタルノミナラス多年職務ノ實際ニ於テ經驗シタルトコロト數回歐米各國ニ於テ調査シタルトコロヲ加味シテ複雜ナル問題ニ一々適當ナル判斷ヲ下シ以テ我國ノ取ルヘキ未成年犯罪者ノ豫防策及ヒ抑壓策ニ一ノ確實ナル學理的方針ヲ與ヘタリ全編ヲ通シテ寔ニ學位ヲ與フルニ十分ナル著作ナリト認ム

○學生と犯罪

市谷監獄報に登載せる學生の犯罪關係は刻下に於ける學生間の風紀如何を推知するものあり左に掲げて參考に供す
墮落なる文字が學生の形容詞となりしは、近き數年の現象にして彼等の動靜は屢都下新聞紙の三面

に陥り易き時代なるを以て、僅か數月間彼等を拘禁して、其惡念を打破し本心に復歸せしめんと欲するは至難の業なるのみならず、出獄後適當の保護者を得ず再び繚綽の身となる者あるは、實に同情に堪えざるなり

次に擧ぐべきは教育程度にして、普通の讀み書きを爲し得る者六名、小學校全科卒業業者三十八名、中學卒業生に準ずべき學力ある者十二名なり、即ち彼等の多くは中等教育程度の學校に學籍を有し而かも悉く私立學校生徒のみにして、官立學校生徒の犯罪者は一名もなし私立學校の風紀の紊亂せる以て知るべきなり

下 身上關係、父兄の資産

尙進んで彼等の身上關係を調査すれば、悉く嫡出子にして内、實父母の手に生育せられし者五十四名、親屬の手に生育せられし者二名なり、又父母現存せる者三十名、父又は母のみ現存せる者十二名、兩親共死亡せし者五名にして既婚者は二名あるのみなり、一般犯罪者には往々出生其他の身上關係に依りて因果の見るべき點あれども學生犯罪

者は其數少きを以て何等因果の關係を見ず又彼等の學資を供給する父母の資産を區別すれば稍資産ある者九名、資産なき者四十二名、赤貧者五名なり、即ち學資豊富贅澤三昧を盡せる者少數にして自活研究を標榜せる例へは官廳若くは會社の雇員、牛乳又は新聞配達の如き所謂苦學生なる者大部分を占む

○懲治人の練習船

神戸監獄洲本分監には附近大阪京都奈良和歌山徳島兵庫地方の懲治人を收容し感化教育を施しつゝあるが今回水上に感化場を設け海事教育を授けんとの趣旨より練習船を設備せんとし其筋より海軍省に交渉の末同省より舊軍艦鎮邊を譲與さるゝこととなりたり過般真木事務官の吳に出張せられたるも其受授の用務を帯びられたるにて既に彼等の轉換手續を終へ目下淡路國由良港に繋留し備品の設備修繕を爲し之に懲治人中成績良好なる者五十名を撰抜し收容する等にて之れが教育の任に當る船長、機關長、水夫長、油差、事務長、普通學教

師は既に任命したるが修業年限は少くも一ヶ年半以上にして海上生活、海事教育、下級船員養成を目的とする者なり管に之れのみならず諸種の誘惑を離れたる大海原に生活するは身體の保健精神の改善に利する所あればなり、而して是れ實に戦捷の紀念として我國に於ける海上感化事業の嚆矢たるなり、同監獄坪井典獄の或人に語りたる談話なりと云ふを聞くに曰く、感化の第一要義は幼年者の猜疑心を除くに在り彼等の眞意如何は彼等の寢物語に依つて知ることを得、彼等同房者は最初の間はヒソヒソ悪事の方法等を語合ふも少しく感化さるゝに至りては單に己等の觀たる演劇や觀覽物等娛樂的談話に變じ漸次に日々の業務の談話となり今一步感化さるゝときは學術上の事に就き語合ふに至る此に至らば感化の教は現はれたるなり、故に感化の程度を試むるには日記を爲さしむるに在り、小學校の日誌よりも擅に遠慮なく見聞したる事を毎日無駄書せよと命するときは最初は朝起きて蒲團のたゝみ方悪しゝとて教師に叱られた其叱り方が酷であるから腹が立つた」と放縱の文

字を羅列するも稍感化さるるや翌日には「昨日叱られたときは腹が立つたが全く自分の過てるなり」と記するが如く憐むべく無垢の少年たる精神を發露するなり、斯くして善導したる少年を再び紊亂せる父兄の家庭に入らしむるは罪惡を勸誘するに異らず之れが救濟策として下級船員に養成する等は一の良法たるを信ず云々、

○出獄人保護所植物園

横濱監獄教諭師たりし山科凌雲氏の主幹せる授職所植物園は府下北豊島郡巢鴨村に在り専ら出獄人保護の爲め植物園を設け園藝上の技能を授け園藝上の趣味に依り良感化を與へんとするにあり園藝の趣味を解せる同氏は教師となり園長となりて指導しつゝあるなり現在收容せるは八名にして十六歳以上三十四五歳までの者にて園の坪數は千坪許ありて草花あり盆栽あり懸頭植物上の智識堪能にして且廣大なる植物園を有せらるゝ酒井伯は氏の事業を賛し温室の植物を寄贈せられ松平康民子、加藤泰秋子は楓、楓等、溝口伯は天竺牡丹數種、

鈴木充美氏よりは洋種花卉を贈られ東郷大將よりは一樹紀念として稚松を贈られたる抔知名の士の贊助を得乃木大將も此程同園を一覽し盆栽を求めて歸られたることゝて氏は一層勇氣を鼓し事業の効蹟を擧げんことを期し居れり殊に酒井伯は一週間に一回臨場して接木、移植、培養法等樞要の事項を教へらるゝには教養上の便宜少からずと草花盆栽等は被保護者をして市中に行商せしめ緣日に霧がしめつゝあり又慈善家の需めにて園内掃除の手傳ひとなり、盆栽の運搬夫となるものにて往々々々一家を構へ獨立せしむるの計を立てつゝあり夏季は庭園に於ける業務を得るに困難なきも冬季は閑散を免れず故に氏は之れか補充策として米園種の兎二十頭を購入し養兔事業をも習熟せしめん計畫を爲せりと云ふ

○小田原幼年保護會設立の計畫

小田原幼年監にては東京埼玉千葉群馬横濱静岡地方より十六歳未満の幼年囚を集收し感化教育を爲すことは會て本誌に掲ぐる所なるか今年三月開廳

以來漸次其數を加へ目下七十餘名を收容せることとて職員は日々忙殺せらるゝ許りなるが、満期出獄後教養の途に乏しくして頼る邊なき幼年をして再び罪惡の淵に陥らしむるの虞あるを遺憾とし有馬典獄外數氏は小田原^三幼年保護會なるものを組織し現在幼年監の隣地に屋舎を建設し引取人なき幼年出獄者を收容せんことを計畫し曩頃より有志者を勧誘し寄附金を募集しつゝあり既に其美舉を贊し寄附を申込む者も尠からずと云ふ其綱領なるものは大要左の如し

目的 小田原幼年監より満期出獄せる幼年者に於て父母なく兄弟なく又引取人なき者を引受け各其所を得せしめ以て再び悲運に陥り若くは社會に危害を加へしめざることを期す

方法 前項の目的を達するが爲めに保護會は其保證を以て奉公口入を爲し遠國の父兄又は保護者に送り届けの勞を取り疾病者に休養を與へて歸國又は勞働に堪ゆる者たらしめ或は相當期間勞働を致へ専ら其旅費又は資金を造らしめ且つ此種の者に對しては特に夜學に頼つて感化教育

君一と呼ぶにも及ばじ身分に依りては「おんへ」と稱ふることいせば汝と稱ふるに比し角自立たずして可ならん

○小河博士を招待す

小河滋次郎氏は別項の論文を提出し法學博士の學位を授與せられたるを以て清浦男爵主宰の下に東京府下各監獄の典獄發起となり本月十七日午後六時を期し同博士を華族會館に招待し祝賀の宴を張れり會する者府下、横濱甲府水戸宇都宮前橋及千葉監獄の典獄看守長教誨師監獄醫司法省監獄局事務官屬官等五十餘名歎談湧くか如く石澤翁藤澤典獄の如きは二十年前後の懷舊談に耽り清浦男爵小河博士之に和し山上豊野有馬典獄真木事務官を前後左右に視て嘯々語り出づる様陸しなんと云ふばかりなし宴闌なるの比ろ清浦男爵は卓を叩いて立ち祝辭を陳べ石澤翁懷舊の情に禁へずとて亦立ちて祝辭を述べろや小河博士謝辭を述べ、左に掲ぐるもの即ち三氏の祝辭挨拶の要領なり宴を閉ち樓上に集るや清浦男爵は過ぐる頃滿韓を視察したる

を施す
維持 會員の贖金及び同情有志家の寄贈金品并に勞力の收益を以てす

○囚徒の稱呼に就て

(獨逸に於ける新規定)

囚徒の稱呼に就ては我國に於ても氏名に代ふるに番號を用ゆることとなり對語には「汝」又は「其方」を用ゆるは多くの監獄に於ける慣用語なるが今獨逸に於ては刑事被告人を除くの外は一切氏名身分を用ゆるのみならず特に「何某氏」と呼ぶ且つ對語に當つて其方といはず「貴君」と呼ぶことに決定せりと云ふ去れど其理由を解するに苦むは十八歳以下の者には猶「其方」の稱呼を踏襲することは是れなり我國に於ても番號を以てし汝其方の稱呼の如きは獨逸の新例に準ふては如何や、曾て某新聞記者刑事事件に依り拘禁され「汝」と指呼せらるゝや畏くも 陛下が臣民に對し「爾有衆」坏と御勅あるを思ひ出した云々と輕侮的口調を以て監獄の稱呼法を批評したることあり、獨逸の如く總て「貴

一端を語らんと發言せられしかば會衆嘩呼して之れを迎へ樓上の欄に倚り涼味を弄ひつゝ聽くを得たり別項滿州視察談なるもの即ち聽者の記憶によりて書き列ねたるものなり

○清浦男爵の祝辭

小河君の法學博士の稱號を授與せらるゝに至つたのは從來のものど其撰を異にするものあり、從來博士となれる多くは學士にして推薦せられたる又は大學院に入りて既定の學業を終了したるものなり、小河君は大學を卒業したるにあらざ大學院に入りたるにもあらざ内外許多の著書又は數回の外遊に獲たる該博なる智識と多年の經驗と湊合して鞏固なる思想となり論文となりて遂に博士となりたるものなり、素より小河君の博士を授與せられたるは小河君の價値を上下するに足らず小河君の博覽なることは朝野の齊しく認むる處にて同君の博士たると博士たらしめるとは何等の關係を有せず然れども監獄學者として該博なる智識と實驗とを有する同君の博士となられたるは我國監獄界に於

ける空前のことに蓋し同君を以て嚆矢とす、吾人監獄事業に従事する者は事業の光榮として祝賀するを禁するを得ざるなり、予は同君の學位を得たるを以て私的關係の上より喜ぶよりも寧ろ公的關係の上よりこれを祝するものなりとす、回顧すれば去明治十九年の交予の警保局長として内務に在るの當時謂へらく監獄事業は深遠複雑宜しく斯道専修の學者を求めて之れか完成を期せざるべからずと乃ち穂積陳重君に囑して其人材を得んことを謀る、穂積君快諾して小河君を擡て予の需に應ず、これ予の小河君を知るの端緒たりしなり、小河君入りて監獄事業に盡す時偶々條約改正の議起り文物制度改善の急を告ぐるもの少からず警察監獄事業亦改善の喫緊なるものなるか故に監獄事業改善の第一着歩として獨逸より彼ゼーバハ氏を聘し司獄官練習所を開設し司獄官の薰陶養成に力めたり其際小河君はゼーバハ氏に協力し監獄事業に就て獲る所少からざりしは記憶に新なる所にして多言を要せず、爾來小河君は斯業に就て孜孜研鑽を加へ、出て典獄の職に従事したるのみならず

ず三たび萬國監獄會議に我政府の代表者として列席し海外知名の士と交遊を温め廣く智識を交換し歐米の監獄事業を研究し傍ら我監獄事業の推移、進歩、現狀を紹介したるの功績少からざるは勿論到る所の監獄を視察し此事業と關係ある諸般の救護事業の方法等深奥なる理論と幽邃なる智識を齎し來りたるの功勞は忘るべからざるものに屬す、小河君の令聞は茲に止まらず明晰なる頭腦より迸りたる思想は幾多の著書となりて發表せられ監獄事業に従事する者の爲めに羅針盤として欠くべからざるものあるは其智識の該博經驗の豊富なるを證するものに非ずや、法學博士の榮譽を荷へるも偶然ならざるを知るべく監獄事業に身を委ぬる者の一層深く祝賀し且つ尊敬を拂ふものなり、諸君の尊敬せらるゝ獨逸のクロイネ翁は獨逸の監獄界に於けるオーソリチーなり獨逸の監獄界に於けるオーソリチーなり、而して小河君の經歷はクロイネ翁の經歷と略其軌を一にす、クロイネ翁は法學專攻の

○石澤謹吾氏の祝辭

學士にあらずして神學博士なり神學博士にして監獄學者なり、翁の監獄事業に於ける幽邃極致の智識は世界に多く其比を見ず翁は該博なる理論の智識に加ふるに多年の實驗に由れる智識を有せり、獨逸に於ける監獄界の樞機に參與したる功勞の渺からざるのみならず多年モアビト模範監獄の典獄として親しく其事業に竭し範を全國に垂れ萬國監獄會議に於ても常に各國斯道専門家の之れが牛耳を執つて今や萬國的斯界の雄鎮として推重せらるゝ所たり、翁は實に監獄事業を以て献身的事業とせるものなり、小河君の出身經歷は恰かもクロイネ翁のそれに於けるに髣髴たるものなり翁の經歷と等しき經歷を有する小河君は今や博士として雄飛するものあらん、既に數回萬國監獄會議に我政府を代表し我監獄界を代表せられたることに由りて小河君の名は萬國に知り渡れり、思ふに小河君は今や嘗に日本に於ける監獄の牛耳を執るのみならず世界に於ける監獄界の重鎮たらんことを期待せざるべからず小河君の責任は今後に於て益々其重さを加ふものあらんとす云云

清浦男爵閣下の祝辭によりて小河君に對する祝辭は盡きたるも既往の歴史に惟みて一言蛇足を加へんとす願ふに明治初年より百事革新すると共に監獄事業は幾變遷したるを知らず就中清浦男爵閣下は重職を帯びて歐洲各國を歴遊し監獄事業を調査せられたるが如きは斯業に對する多大の効果を齎らしたるもの又政府に於ては明治二十年前後より監獄改良の聲喧しく條約改正の曉には文明國監獄として耻ぢざるに至らしめんと苦心せられ二十三年に於て司獄官練習所を設けらるるや不肖の身を以て之れが管理に當れり當時私かに將來監獄事業の改良進歩を謀る者は此人を措て他に求むべくもあらずと小河君に多大の望を囑したりき而して爾來小河君は監獄事業の爲めに貢獻せらるゝと少からざるは諸君の知悉せらるゝ所なり小河君の斯業に就ての意見は著書に於て談話に於て聽き得たるのみならず苟も小河君との會合ある毎に斯業の上に參考すべきものを得ざるはなし當局者として小河君に就ては復多言を要するまでもなく實

務の上に着々發現しつゝあり小河君の博識は監獄界に在る者の認むる所管に監獄界のみならず監獄事業以外諸種の學藝に通曉せらるゝは監獄同人社會のみならず朝野の識る所にして名譽ある學位を受けらるゝ亦故なくんばあるべからず予は既往二十年と今日に觀て感興に堪へず小河君の爲めに監獄事業の爲めに謹んで祝盃を舉ぐ云々

○小河滋次郎氏の挨拶

不肖の身を以て男爵閣下先輩各位及同僚諸君の款待を受け盛宴に列するを得たるは無上の光榮として謝する所なり予の今日あるは男爵閣下の御指導と先輩同僚諸君の援助に由るものなり此光榮を受くると共に將來に於て一層其責任の重大なるものあるを感ず而して其重大なる責任を盡す上に於て層倍の御指導援助を藉るの必要あるべきを想ふものなり茲に謹んで謝辭を陳べ同時に將來の御庇護を請ふ云々

○清浦男 滿洲視察談

清浦男爵は伊東野津元帥等の一行に加はり滿洲九に乘組みて滿韓沿岸の視察に赴く、一行は鹿兒島市民の狂せんばかりの歡迎を受けたること、佐世保軍港を觀たること、佐世保より東郷大將も同行し途中日本海旅順等の海戰談を聽きたること、大連市街を觀居留官民の送迎來往頻繁なりしてと、旅順を経て南關嶺（清國人は難過嶺と稱す）に到り同地守備軍司令官より南山は高七八十メートル露軍の難攻不落と特みし防禦陣地なりしに遂に敗れたるは二個の弱點ありしならん、一は金洲灣内の軍艦より發砲せらるゝこと一は南山の西北に峙てる高百二十メートル許の小金山より撃ち下さるゝことなりとの説明を聽きたること、更に大連に還り東郷大將は日本に一行の一部は韓國にと訣れ、再び普蘭店營口を経て滿洲方面昌圖までの視察を了へ韓國を経て歸國したる、路程を述べ、却説——滿洲視察談——滿洲には到る處日本人に在らざるなし多きは二千少きは二十人、醜業婦亦夥しく入込めり、滿洲經營と云ふことは新聞

紙上にも喋々論ずる所あるも予は結局滿洲經營は鐵道經營なりと信ず鐵道經營如何は滿洲經營策の消長なり鐵道經營には炭坑事業を從屬す撫順炭坑は有望なり目下探掘に従事しつゝあり炭質良好にして瓦斯少なし故に炭坑の燬裂することなし、滿洲内地は平野は勿論山腹までも盡く耕耘して開拓の餘地なし而して殊に高粱繁茂せり流車の過ぐる處一眸高粱なり邦人動もすれば高粱を播種せず代ふに米麥を以てせば利益多からんと説く者あるも之れ未だ其事情の存するを知らざるものなり、高粱は食料とするのみならず其黍殼即ち身材は屋を葺くへく草木の頼木となり燃料となり其他竹の代用を爲す等多大の用途あればなり、滿洲は開拓に資本を投下するの餘地なし或は柞蠶は稍有望ならんか、邦人の安東縣に入る者多し予は其理由を解し難し予の觀る處を以てせば安東縣は將來利益の目途なし偶々鴨綠江の山林を目的とするものあるも同地の木材は大東溝に集散せず新義州義州方面に出づと云ふ、滿洲方面には日本の雜貨、藥品夥しく商はる、煙草は一手引受に商ふ者ありて隨分賣

買あるも米國煙草の賣買先入主となりて盛況を呈しつゝありて豫想通の利益なし、營口、大連は共に商況活潑なり或人は將來營口の富は大連に吸收さるべし大連は發達して營口は不振の地となるべしと説く者あるも予の觀る所にては特別な事情なくんば今日の狀態を持続し共に發達すべしと信ず營口は年を経たる舊き市邑なり且つ支那ジャンクの便ありて物資の供給需要に妨げなし若し鐵道運費を非常に低くし又は高くするあらば孰れかの一方に偏することもあらんも斯る特別の事情なくんば獨立して發達すべし、營口は内外物資集散し彼我貿易港なり貿易は波より輸入するは豆、豆粕のみ其額約一千万圓なり故に相互貿易にあらずして殆んど片貿易の姿なり、滿洲一體、清國人の日本人露國人に對する感觸愛憎如何を觀るに各、處により異なるを以て一概に斷言すべからずと雖も孰れかと云へば日本は同文同種なるを以て日本人に同情する者多きが如し然れども日本人の渡航者中往々不良の徒あり且つ露人は金錢を散するに吝ならざるに反し日本人は金錢を吝みて容易に取らせ

ず故に寧ろ「憂しとみし世ぞ今はこひしき」て露人に親しむ者もあるなり日本人の注意せざるべからざる點なり云々

雜 俎

はがき投書
を歡迎す

●昨秋來中央警視廳の行動に失當ありとの聲を動機として着々警察改善となりて現はれ其影響は巡查の増俸問題となれり聞くが如んば普通巡查は十二圓乃至二十圓巡查部長二十圓乃至三十圓宿料五圓以内となると、看守の方は詮議なきにや何事にも警察方面に先たるゝ慨しからずや。(碌々逸人)
●露國は「薩哈噠島へ將來定役及住居の爲め罪人を派遣し且囚人を移住せしむることを廢止す」云々五月二十日官報を以て發表せり我領地たる一半と南北境界を接續せる同島に囚人派遣を廢したるは移住民をして聊か堵に安んぜしむるに足る若しこの事廢するなくんば彼我警察監獄問題一層面倒なりしならん多謝々々……………(陽峯生)
●若山典獄多年の經驗に基きたる觀察として新紙

に掲ぐる所に據れば關西の人は感情に強しと云予亦交際場裡に就て其觀る所を一にす而して往々忠言を曲解すること少なからず故に十年の知遇も些々たる一小事のために棄つることあり棄てることを厭はず棄つるを避けずの風あり因情視察の好資料として顧みるべし……………(阿蘇山)
●盜兒晝間物干竿に乾しある衣類を夜に入りて盜み來れと親分に命ぜられ夜更けて其家の屋根に登り物干竿を瓦落々々と投げ下ろし息を潜めて窺ひ居れば其家の妻君其物音に眼を覺し下婢を呼び晝間乾したる衣類を取り藏めしかと問ふ下婢は奥の重ぬ簞笥に仕舞ひ置けりと答ふ、盜兒乃ち忍び入りて之れを奪ひしと云ふ美味の頓智、防禦策も亦難哉……………(千葉生)
●外に張番せる盜兒の一人巡查の警邏に遭ふや既に宅内に忍入りたる一人に知らしめんとするも自ら合圖を爲すは却つて怪まるゝの恐れあり巡查より聲を掛けられ其聲を宅内の一人に聞かしむるに如かずとて巡查の近づくとや匍匐して地上を搜す真似をなす巡查に誰何せらるゝや、「ヤッ」と始めて

知れるが如く装ひ白銅を落したりと稱し其角燈を借り暫く搜したる後幸に其一物を發見したりとて巡查と共に連立ちて去るなりと……………(同人)
●此程米國に於て某氏の遺言狀中句切點判然せざるが爲め百二十五萬弗の遺産は其令嬢の手に歸すべきか或は姻戚なる一大佐の後妻某の手に入るか即ち其句切點はコンマカピリヨドかの問題起り竟に訴訟となれり法廷は顯微鏡を以て判断する外なかるべしとは前代未聞の訴訟、文章は謹むべし……………(はま野)

加へ取締ること、せり似而非壯士、揭羊頭售狗肉の徒駭屢跳梁するは現時の通弊なり殊に都會の地に酷し吾人は同縣知事の喝破したるを喜び且つ全國に推奨す……………(前橋白眼生)
●商界の巨人三井、貧者の爲めに萬金を投じて施療院を建つる計畫あり富豪岩崎貧兒の爲めに學校を設くるの準備を爲せりと泡津錢を纏んで花街柳巷に棄つる者滔々たる世の中去りとほ美しき事ならずや斯くてこそ金錢の眞價を現はすなれ黃金持つ人些と之れに傲へ……………(苦勞人)

●予一日東京市中を散歩したるに車に乗りて道を急ぐ人あり轂前數歩三々五々看守の家路に還るに會す車夫大聲疾呼其避けんことを請ふ看守知らざる真似す、これ何の心ぞや當に車上の人の心を酌さざるか囚人に同情せよ思ひやりをかけよと常に絶叫する人に似合ぬことかな……………(實見生)
●群馬縣知事は三百代言モグリ退治の縣令を發し「法令ニ依ルニアラズシテ常ニ他人ノ紛議ニ關與シ若クハ訴訟、非訟事件ノ紹介、鑑定、調停、助言ヲ爲シ因テ自己ノ利ヲ圖ル者」を違警罪の一に

●救世軍の一女子盜兒の忍入るに遭ふや臥床に額きて彼れの爲めに祈る、盜兒怪しみ且つ問ふ、女子具さに救世軍の旨義を説き切に其改心を促す盜兒諷懺懺悔すと巾幗の身を以て脅迫に怖ちず態度自若たり而かも兇漢を説得すること諄々たる信仰の人にあらざる能はざるなり……………(東京生)
●回顧すれば八年前佛國陸軍大尉ドレフユースは獨國武官に軍機を漏洩したりとの嫌疑を受け軍法會議にて十年の禁錮に處せられたり爾來甲論乙駁種々の政治的軋轢外交的紛争あり世人は頗る事件

の真相を知るに惑ひ居たるに這般佛國大審院は前判決を破毀し無罪を宣告したり是に於て復職し尋て少佐に昇進せりと云ふ曲直始めて判然せり(公平生)

●我れ老ひたり萬事休す切めて子供だけは人並みに成業せしめんと四十歳前後にして隱居を氣取る人多し、而して其爲す所唯兒童に學校教育を授くるに過ぎず彼等は學問を以て無上の珍寶となすもの、如し、自ら無能と蔑ひ四十面の若隱居の家庭に感化せられたる兒童の將來如何を卜知すべからずや……………(不老不死生)

●看守巡查と再三去就したる知人あり常に言ふ「看守位にはいつても就れるから」と而して年々歳々判檢事登用試験に應じて志を得ず、彼方て味噌つけ此方て味噌をつく、こんなにしても地位を得たきものにや、上司に囑望す看守や巡查の職を玩弄物同様と心得る耻を知らざる者を採用せざらんことを……………(惜陰學人)

●三十圓未滿の判任官は級俸に拘らず適宜の額を給するを得と法令出づ着眼至極善し若し看守俸給ことを耳染にせしを以て旅順に在る監獄も果して然る乎と且つ信じ且つ疑ひ實見せるに之れはまた意外、大阪地方裁判所裏に建築の假留監と寸分の差異なく、露内國の分とは無論構造にせるとは申しながら餘り粗造にて御參考となるべき資料無之候、大連には未だ露助は建築せざりし、金州も同様候、帝國の監獄は御存知の通り未設置皆無に候、唯大連には警察留置場のみにて内地の警察留置場より遙に劣りて到底共犯者を隔離するなどの方法は講じ得られず候、金州と申しても同様にて監獄らしきは金州支署の留置場は大連より相優り候、尤も旅順は露助の監獄を其儘利用致居候、雜居房なるも共犯等の防ぎは些少にても監視巡查の監獄思想を有するあれば其謀を防ぎ得べく事に候、尤も旅順監獄の巡查は以前大阪監獄に於て殆ど七年餘も實驗せる人にして内地とは其状態異り議論研究には適せざるも聊か實驗の面目を顯はし申候、金州も大連よりは比較的面目を改め居申候御承知の通り監獄係員は民政署内に僅か屬二名あるのみ、いづれも警察監獄學校出身にして經驗豊

令改正するあらば普通看守の最上俸と部長の最上俸との差額を五圓とせよ現行俸給令十圓の差は多きに過ぐ之れ一個の私見にあらざる多年看守を統御する者の一致する所なり若し等差を付せず部長の最下俸を限定せば更に妙……………(研究生)

各地通信

○租借地に於る監獄

在金州 鈴 元 生

當金州管内は馬賊の出沒甚敷民政署始設以來巡查部長一名巡查一名戰死巡查負傷十餘名其他巡捕等多數重輕症者あり其多數は小生が現任せる當地を以て筆頭となす、馬賊や海賊の襲撃は最も危険にして多きは七十餘もあり少くも十數名を下らず既に當地に着任月餘にして都合三回討伐致候監獄の事に就ては常に念頭にかけて居候へども閑暇を得ず其儘打過候處やつと一日閑を得旅順に出掛け露國の建築せる獄舎を見んと思立ち先月下旬踏査に罷越候豫て露國の監獄は世界中最文明的なる

富なりとの事に候へば後來漸次進歩可致被存候、如此現今にては監獄の設置は無之候へ共不日關東總督府官制も發布せられ暮年ならずして建設の運と可相成哉に承り居候、戦後經營の聲高き今日一層の御骨折と存候へ共一日も速に御奮勵あらんことを希望致候、

清國の監獄は正しき系統なく、定りたる制度なし四百餘州各知州知縣の適宜にて、統一する首腦者なきこととて取捨寛嚴區々に涉るは當然なるのみならず、由來監獄思想なく監獄當局者も拘禁囚徒にも毫も其感念なし其他普通人士の思ひ及ばざるは勿論に候、監獄とは囚徒に苦痛を與ふれば足れりとせり其無能なるは云ふも更らなり、今日に至るまで訴訟に民事刑事の區別なく法律に定めたる刑罰なしと云ふ有様に候從て未開國に有勝ちの蠻刑少からず、法官審問に就ても身體に鞭撻を加ふるとありて、刑罰の執行か鞠訊の手段か吾々には解し兼ねるもの多きを見受け申候、況んや上訴の制度、方式の訴訟記録等の欠缺せるは殆ど各地同一なりとの事に候、小生如き監獄智識なき者にて

も清國監獄の外形内容共に不完全なりと断言するを憚らず候、近年清國の官憲、學生を我國に特派し文物制度を研察せしめ就中、司法制度警察監獄制度には特に注意を怠らざる趣にて現東京の諸監獄に就き其實況を參觀し若くは監獄専門の士を訪ひ監獄事業の理論實況を兼習する者夥しく中にも二三學生は既に一年間も、監獄事業を研究するありとの事にて彼我の利益たるに止まらず老大国幾億萬の黎民を塗炭の苦より救済するを得べくと將來に望を囑し居候、目今の有様にては清國の監獄改良は前途遼遠先づ絶望と申すも過言にあらずと存候、之れに就ては早晚我爲政家も隣國の修好上誘掖輔導の御籌策も可有之候へ共小生等の監獄眼より申上候へは餘り理論に趨らず、又泰西諸邦の監獄制度を吹聴せず、我國の監獄沿革及現今制度の適否、將來改良すべき點等を解し易く導く方法を操ること喫緊の事に屬し候、監獄制度は其國の風俗習慣に適せしむることは申すまでもなく我國の制度は我國の風俗習慣に適合せしむべく制定せられたるものなり、清國も亦其國の風俗習慣に鑑み

はずや御一考を煩はし度候勿々

○南海たより

七月末日認 小濱 生

拜啓過る三十八年の本月八日は戰勝國講和全權大使の萬歲聲裡に横濱を解纜せられ候當日にて國民は多大の望を以て大使を北米に送り申候、戰勝の名譽を双肩に擔ひ千里の波濤を蹴りて彼地に上陸したる大使は炎威赫々たる八月を以て戰敗國大使とポーツマスに會見し討論審議を遂げて講和條約を訂結せられ候、而して其齎したる結果は御熟知の通りに候條約に依りて獲得したる利權の莫大なるは吾人の怡悅する所にして戰勝國として當然贏ち得たる効果に御座候、吾人は漫に條約を月旦するものにあらず何となれば財政軍事の智識を具へたる専門家の手腕を臆測するを得されはなり乍併同條約に依りて獲得したる利權は國民の満足する所なるや否やは吾人の斷言し得ざる所に候へとも日比谷公園に於ける國民大會の行動やら各地に於ける條約破棄の運動やら世間騒敷事實に徴すれば

さるへからさるが故に徒らに泰西文明國の獄則を敷演するは廻り遠き感し致候、泰西諸邦には亦各其人情風俗習慣を參酌して制度を組織したるものなれば直に我國若くは清國に配合すべからず、外國熱にカブレるほど危険の度を加ふるものに候、取捨斟酌は彼に在り我の關する所に非すと申す人も可有之も殊更に斟酌の煩を増さしむるは智者の能にあらざると存候、故に實地の處遇方法を實見せしむるを主とし傍ら簡單に其理由を説明するを要すべく候、尙一面渴望するは我司獄官は清國を跋渉して其習俗を會得すべく、又進んで清國の顧問となり、獄制の研究、改良進歩を計るへし小生は常に我當局者の奮起し彼國に備聘せらるゝに斡旋せざるや何故に清國は我に頼まざるやを疑ふものに候、清國の現状は我明治維新の時の如く文明の潮流浸入しつゝあり獄政は天保時代に於ても見るを得ざるほど不進歩に候間我駿馬の逸足を要する所に候、國は廣し民は多し斯る事業に列國外交上の面倒も有間敷に脚躡するは機宜を失するを免れざらへし、睫毛に唾をつけ腕に捻りを掛ける秋に候

同條約は完全無缺とは申され間敷敷く而して昨日の戰勝國の大使は今日は英國駐節の大使に候、之れと時日を同じて監獄會議の爲めに遠征の途に就きたる戰勝國委員の折衝こそ花々しかりし事に存候、監獄雜誌の上に表はれたる同會議の重要問題の外不言不語の間に監獄思想を増大ならしめたるもの少からずと存候、日露講和條約の如く交讓事件も六ヶ敷からず其利益も成文的に發表し得ずと雖も必ずや監獄事業に關する問題を解決したる理論上の決議と利益あり新進匈國の監獄事業を萬國に紹介したるの傍ら各自國の監獄を紹介し得て有無相通する氣脈を進めたる事と存候乍併我委員歸朝後に於ける監獄事業は何如依然として舊時の状態にあり、經營を要すべき事業には經濟の伴はざる事情ありて實地に試みられざるにや典獄會議は開かれたれとも別段従前の振と異れる新機軸も出でず、典獄會議の土産として一二外國の事例は承り候へとも我が國の人文の程度に比して遽に敢行し難く唯將來の理想として留保するまでに候、金が物言ふ世の中とは申しながら眞面目なる人道問

題——監獄問題まで金づくめにあらざれば實行し得ざるものゝみとは心細き次第に候、理論は立派でも實行し得ざるものは吾曹は大早に雲霓を望む程に聞くことをいそぐものには無之候、一日も早く正論に實行し得へき望あるものを待ち居候遠き未來に向つての理論は時勢の變遷に伴ひ變化することあり寧ろ眼前に行ひ易きものを得んことを望み申候、近來書籍の刊行は頻々とさかり行き候へとも理論に偏し事實に疎きものもありて直ちに施し得るものは皆無に候、所謂學者處分に溺るとは穿ち得たる金言かと首肯仕候、この點に關しては將來監獄の書籍編著の士に豫め望み置き候、東京附近の當局者は監獄會議に列席せられたる小河氏の斯道に關する意見は申すまでもなく日常取扱の點に就き外國の事例を承るの便宜もあるへきに吾曹片田舎の者はなか々々其意を得ず早晚外國の事例就中卑近の扱振等に關する編著は可有之歟と獨合點致候而して、我政府委員として列席せられたる小河氏の意見の、實地に行はれ得へきもの、發表一日も速かならんことを希ひ居候、戰勝國の大

使の首途は斯の如く盛大にして歸朝の日は斯の如く寂寥を覺へ候其齋らす所は斯の如くに候萬國監獄會議に列席せる我委員の首途も亦盛大に送り歸朝の際も盛大に迎へ候其齋らす所は一二を洩らしたるまでにて其全豹を知り得ざるは遺憾とする所に候、人間の智能には分量のあるものと見へ近來の獄界奇説のなきは何の兆か、濟々の多士奮ふ所あれや田舎漢を引立つるは多士の功徳に候、首腦のみ發達しても手足摩痺しては不具の體格たるを免れず候、脂肪多きブク／＼太りよりも逞ましき體格となることを希望致候 勿々至囑

新著批評

留岡 幸 助編

二宮翁と諸家

人道社發行

本書は尊徳翁の生涯を通して至誠、勤勞、分度、推讓の四大主義を骨子とする尊徳翁の精神と翁の擧げたる事業と相合致せる點につき諸家の觀たる所を監の條節なく露骨に表彰したるものにして

叙任及辭令

諸家の觀る所些少異なるもありと雖も翁の人格偉大なるを妨げざるのみならず倍々其人格を發揮するに足るものなり書中説く所の獨逸に於けるシュルチエ及びライフアイゼンの信用組合制度に比し翁の信用組合制度に對する思想の卓越せるものありと喝破したるが如き能く翁の事業を評論したるものと云ふへし學者たると教育家たると事業家たるとを問はず本書を繰くの裨益少からざるべく洵に近來稀有の良著なり(香川生)

兒島 三 郎著

監獄法教案

大日本慈善協會發行

編纂に従ふ者は其形式其順序を奈何にせば可ならんかとは何人も苦心するとして監獄法の如き廣汎複雑なるものに於て一層其感あるへし著者公暇を利用して最も簡明に之を編綴したるが如き更に其苦心の滲めるものあるを知るへし書中偶々著者の獨斷に涉れるもの若くは監獄官吏の分掌を説くに當りて適宜の名稱を付したるものありて一般に共通せざる廉なきにあらざると雖も著者の自序に曰へる如く、看守長之れを繕げば教案となり看守之れを讀めば勤務心得となる、や勿論監獄學を研究する者の爲めに其大綱を知悉せしむるや疑なし(香川生)

任監獄通譯給七級俸 (京都) 看守 金子鹿之助
京都監獄詰テ命ス
依願免本官

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職テ命ス (千葉) 看守長 寄木良平
給七級俸 (大阪) 看守長 村田惟正
依願免本官 (横濱) 監獄技手 鈴木常治

依願免本官 (長野) 看守長 土屋善太郎
給七級俸 (徳島) 看守長 堀川諱江
依願免本官

依願免本官 (青森) 看守長 鈴木忠藏
給六級俸 (單鴨) 看守長 千々岩直
依願免本官

任監獄通譯給九級俸 井上直
廣島監獄詰テ命ス
任看守長給六級俸 吉井宗吉
札幌監獄詰テ命ス
任看守長給九級俸 鈴木正親

山形監獄詰ヲ命ス
 任看守長給九級俸
 長野監獄詰ヲ命ス
 任看守長給十級俸
 長野監獄詰ヲ命ス
 給五級俸
 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
 榑戸監獄詰ヲ命ス
 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
 中津分監長ヲ命ス

(長野)看守 由良末一 耶
 (長野)看守 吉島土太郎
 (宇都宮)看守長 飯島林平
 (十勝)看守長 村上宗五 耶
 (大分)看守長 金林勝三 耶
 (大分)看守長 上田子之吉
 (以下次號)



謹告

警察監獄學校第一期卒業生小原勇次郎氏は神戸監獄に於て在職中の處去六月十九日病死被致候此段生前辱知諸君に謹告仕候

追て香華料等は便宜小生宛御送付被成下度候

堀川監獄

伊藤俊光

謹告

發起人

小藤少佐外二名ニ寄贈セラタル金額(續)
 金三十錢ツ、

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 服部菊次郎 | 井上信之助 | 印南金次郎 |
| 長谷川喜一 | 北村源次郎 | 伊丹延次郎 |
| 谷山景命 | 白井勇松 | 由井金雅 |
| 北崎唯次郎 | 石田久太郎 | 藤川實三 |
| 松村政記 | 長山又四郎 | 須藤善一郎 |
| 堀村正浩 | 岸川萬太郎 | 杉谷熊吉 |
| 田村英吉 | 洲井豊決 | 中村久馨 |
| 神吉資人 | 富井隆信 | 松野真太郎 |
| 國分萬次郎 | 前川德太郎 | 伊藤忠次郎 |
| 中西鐵次郎 | 吉村信孝 | 森口幸之助 |
| 小笠原長貞 | 富松信淳 | 澤田宗兵衛 |
| 大沼正長 | 安松虎雄 | 園静一 |
| 佐藤省吾 | 逸見祐之助 | 渡邊武太 |
| 加治廣吉 | 石島九郎 | 小林謙三郎 |
| 七戸大助 | 真金九十九 | 高橋知周 |
| 齋藤弘 | 今彦三郎 | 鈴木忠藏 |
| | 伊勢谷常三郎 | 清野真一 |

明治三十九年八月二十日

發行所 印刷所

發行人 堀川 政富
 東京市麹町區飯田町五丁目二十番地
 印刷人 堀川 貞
 監 堀川 貞
 三 光 堂 印刷所

會費送付方

局振込名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第十九卷第八號) (明治三十九年八月二十日發行每月一回二十日發行)